

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 119

平成 27 年 3 月

文化庁文化部宗務課

目次

論説

日本のイスラーム

—— ムスリム・コミュニティの現状と課題 ——

早稲田大学人間科学学術院教授	店 田 廣 文	1
早稲田大学イスラーム地域研究機構研究助手	岡 井 宏 文	

座談会

昭和20年代前後の教派神道と宗務行政…………… 23

司 会	國學院大學神道文化学部長	石 井 研 士
出席者	神道修成派管長	新 田 邦 夫
	禊教教主	坂 田 安 儀

特別寄稿

松野純孝先生の思い出

上越教育大学大学院学校教育研究科教授 松 田 慎 也…………… 39

行政資料

宗教法人に関連する最近の法令の概要…………… 42

新公益法人制度と宗務課所管特例民法法人の移行状況等について（2）…………… 46

宗教制度調査会名簿…………… 49

『宗教行政』（昭和7年～昭和12年）総目録……………69

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

（1）過去5年宗教法人数の推移（平成21～25年）…………… 76

（2）過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成22～26年）…………… 76

2 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成26年度）

（1）宗教法人実務研修会…………… 77

(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	80
3 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成26年度）	
(1) 都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会）	81
(2) 都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	81
4 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成27年1月1日現在）	83

※ 本書における外部有識者の寄稿文及び座談会について、文中における意見等は、著者及び発言者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

日本のイスラーム —— ムスリム・コミュニティの現状と課題 ——

早稲田大学人間科学学術院教授

店田 廣文

早稲田大学イスラーム地域研究機構研究助手

岡井 宏文

はじめに

国内各地にイスラーム礼拝施設であるモスク（別名マスジド）⁽¹⁾が、次々と設立されている。早稲田大学人間科学学術院アジア社会論研究室の調査によれば、1980年代末に三つ（都区内に二つ、神戸市に一つ）であったモスクは、2014年11月現在、34都道府県の80以上に増加している。筆者の推計によると、2010年末の日本のイスラーム教徒（ムスリム）人口は、100以上の国々から来住した外国人ムスリムが10万人、彼らの配偶者である日本人ムスリムやその他の日本人ムスリムを合わせて約11万人であり⁽²⁾、2013年末でも、ほぼ同数のムスリムが日本に暮らしているものと考えられる。日本社会におけるムスリムの生活が話題になることは決して多くないのが現状であるが、訪日外国人の増加に伴うムスリム観光客の増加や観光産業でのハラール食（イスラームの規範に則ったムスリム向けの食事）への関心の高まり、あるいは中東における過激派などの報道によって、改めて日本のイスラームにも注目が集まっている。

日本のイスラームやアラブ、中東に関する研究を振り返ると、1930年代末の「回教政策」（イスラーム世界と連携して欧米に対抗しようと画した国策）の時代に見られた「イスラーム研究の第1のブーム」⁽³⁾、1973年のオイルショックに起因する「第2のブーム」、2001年の9.11同時多発テロに触発された「第3のブーム」があった。そして現在、観光立国政策による訪日ムスリム観光客増加に伴うハラール認証等に関連する「第4のブーム」の時代といえなくもない。従来の研究ブームが、イスラーム、アラブ、中東への社会的関心を高めたにしても、日本社会全体のイスラーム等の理解がどれほど進展してきたかは心許ないところがある。今回の「第4のブーム」は、2020年の東京オリンピック開催時まで継続する可能性もあり、イスラームやムスリムに関する理解を実質的に促進させる好機として、日本とイスラーム社会双方にとって大きな意義があるものと言って良いだろう。

本稿は、滞日ムスリム・コミュニティによるモスク建設やモスクを中心として行われている宗教的活動やその他の社会的活動の概要を記述して、「日本のイスラーム」の現状を伝えることを主たる目的とする。はじめに滞日ムスリム人口の推移を確認した上で、上述の諸活動を紹介し、今後のムスリム・コミュニティ存続の課題を視野に入れつつ、法人化や日本社会との関係について論述する⁽⁴⁾。

1 滞日ムスリム人口

滞日ムスリム人口の増加

古くは『日本書紀』などにイスラームに関連した記述があり、その後もイスラームに関する記述はしばしば見られるが、日本社会とイスラーム社会あるいはムスリムとの直接的な交流が本格的に始まったのは、幕末から明治初期にかけてである⁽⁵⁾。1891年（明治24年）には、日本人として初の改宗者も現れた⁽⁶⁾。日露戦争を経た日本の国際的地位の上昇は、欧州列強の支配下にあったイスラーム社会の日本に対する関心を喚起し、帝国日本に政治的期待を寄せる外国人ムスリムの来日もあった。ロシア革命後には、ロシアの地を逃れたタタール人ムスリムが満州などを経て日本に流入し、1920年代後半には都内に小さなコミュニティが形成されていた⁽⁷⁾。1931～1945年の戦中期の滞日ムスリム人口は、1930年代後半にそのピークを迎え、ロシア革命後にディアスポラの民となった400～600人程度の亡命タタール人、神戸のインド系ムスリム商人、自ら改宗した日本人や1931年の満州事変以降にイスラーム社会との連携を画策した国策としての回教政策⁽⁸⁾に関わりをもって改宗した日本人からなる、500～700人程度の規模であり、合わせても千人に満たなかった。

戦後になるとタタール人ムスリムの多くがトルコ国籍を取得して出国し、日本のムスリム人口は、戦前戦中に入信した日本人ムスリムと僅かの外国人ムスリムとなった。1953年に日本人ムスリムによって結成された日本ムスリム協会の創立時会員数は、47名であり⁽⁹⁾、1950年代半ば頃の滞日ムスリムは、数百人程度と考えられる。その後、日本の国際社会への復帰と経済成長に伴って、外国人ムスリムが徐々に増加し、留学などを契機とする改宗もあって日本人ムスリムも増加した。『在留外国人統計』を参照して推計すると、1969年の外国人ムスリム人口は約1,500人である⁽¹⁰⁾。同年の日本ムスリム協会誌にも「日本人ムスリムは約二千人、外国人ムスリムは約千五百人」⁽¹¹⁾とあり、当時の滞日ムスリム人口は、約3,500人と推計される。それから15年後の1984年の状況を同じく『在留外国人統計』を参照して推計してみると、外国人ムスリムは約5,100人である⁽¹²⁾。このうち日本人の配偶者等及び永住者の在留資格をもつ外国人ムスリムが約1,000人強であることから、外国人ムスリムの配偶者としての日本人ムスリムは最大で1,000人程度いたものと推計される。これ以外の日本人ムスリムが1969年当時とほぼ同数とすれば、1984年の滞日ムスリム人口は、約8,000人と推計される。

1980年代後半からのバブル経済期には、外国人労働者としてムスリムが大量に流入し、1992年頃にはその数が「不法残留者」を含め10万人を超えていた⁽¹³⁾。パキスタン、バングラデシュ、イランに対する査証相互免除協定の一時停止もあって、その後ムスリム人口はいったん減少し、次第に正規の在留資格を有するムスリムが滞日人口の大部分を占めていくようになる。ちなみに、外国人ムスリム人口の推移をみると、1995年に約3～4万人、2000年に5～6万人、2006年に6～7万人程度であった⁽¹⁴⁾。

2000年代後半にリーマン・ショックの影響を受けたものの、滞日ムスリム人口は2010

年末には約 11 万人となった⁽¹⁵⁾。その内訳は、外国人ムスリムが約 10 万人、日本人ムスリムが約 1 万人である。日本人ムスリムは、自ら改宗した人々と、結婚を契機に改宗した人々に大別される。後者について、「日本人の配偶者等」という在留資格をもつ外国人から推計すると、結婚による改宗者は約 9,000 人である。その他の日本人ムスリムは 2,000 人強と筆者は推計している。その後、2011 年の東日本大震災等の影響により、在留外国人数は減少した。2013 年末には若干増加に転じたものの、依然として 2010 年末の水準までは戻っていない。2011 年以降の推計ムスリム人口も若干減少しているが、日本に暮らしているムスリムが 11 万人程度であるという推計を変更するほどの変化ではない⁽¹⁶⁾。

滞日ムスリム人口の特徴

2010 年末の滞日ムスリムの国籍分布は、インドネシア人が 2 万人、パキスタン人 1 万人、バングラデシュ人 9,000 人、マレーシア人とイラン人が各 5,000 人、アラブ人 4,000 人⁽¹⁷⁾、トルコ人 2,500 人、日本人 1 万人である。その他、外国人ムスリムの出身国は 70 か国ほどあり、合わせて 100 か国以上の国々からムスリムが来日していると考えられる。

ちなみに『在留外国人統計』により 1969 年 4 月現在の人口数上位 6 か国を確認すると、順にインドネシア、マレーシア、パキスタン⁽¹⁸⁾、トルコ、イラン、アラブ連合（現在のエジプト）、1984 年末は順にマレーシア、インドネシア、パキスタン、イラン、バングラデシュ、エジプト（トルコは 7 位）であり、2010 年末と順位は異なるものの上位国の構成に大きな違いはない。滞日ムスリム・コミュニティを構成する主要な外国人ムスリムは、これらの国々から比較的早期に来日したオールドカマーと 1980 年代後半以降のニューカマーが含まれていると思われる。

次に、居住地分布を上位 6 か国（インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、マレーシア、イラン、トルコ）について確認してみる（2012 年末現在）と、全体では、1 都 6 県からなる関東地方に 53 パーセント、愛知、岐阜、三重、静岡の 4 県に 17 パーセント、京都、大阪、兵庫、奈良の関西 2 府 2 県に 8 パーセントとなり、三大都市圏とその周辺におよそ 4 分の 3 が居住している。三大都市圏とその周辺を中心として居住しているという動向は 2000 年代はじめと変わっていない⁽¹⁹⁾。

在留資格の状況について確認するため、上位 6 か国について、活動（仕事）に制限のある在留資格のうち、投資経営、技術、人文知識・国際業務、技能、技能実習、留学、研修、家族滞在、活動に制限のない身分又は地位による在留資格のすべて（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）と終戦以前から在留する特別永住者を集計してみた（2012 年末現在）⁽²⁰⁾。これら在留資格を持つ人数を合計すると、トルコを除く 5 か国については国別人口総数のそれぞれ 93～98 パーセントを占めている。その他の「ムスリム・マジョリティ社会」⁽²¹⁾を加えた合計についても 96 パーセントを占めてお

り、外国人ムスリムの在留状況の全体像はほぼ把握できる。永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者を合わせた在留資格（以下、永住者等の在留資格とする）を有する人は6か国全体で4割強、その他の「ムスリム・マジョリティ社会」を加えた合計でも、永住者等の在留資格を有する人は4割強であり、これらの人々がムスリム・コミュニティの中核を担っていると考えられる。日本人の配偶者等と永住者が2割弱であった1984年時点に比べ、長期にわたり滞日していると考えられる外国人の割合は倍増したのである⁽²²⁾。

在留活動が限定されている資格の中では、投資経営や人文知識・国際業務の多さが目立つのがパキスタン、人文知識・国際業務や技術が相対的に多いのがバングラデシュとマレーシアである。留学・研修はマレーシアが約3分の1と多く、次いでバングラデシュが1割強である。インドネシアも留学・研修は1割強だが、技能実習と経済連携協定による特定活動という在留資格を加えると4割近くあることが特徴的である。留学の在留資格を有する外国人は、上位6か国では7,087人、その他の「ムスリム・マジョリティ社会」を合わせると9,059人である。30年前の1984年末に留学資格を有する者（当時の在留資格である就学も含む）は合わせて1,400人程度であったから、2012年末には6倍以上となっている。しかし、留学が在留資格全体に占める割合は、1984年末に約23パーセントであったが、2012年末には13パーセントと半分近くに減っており、滞日ムスリム・コミュニティにおける留學生の比重は小さくなった⁽²³⁾。

2 モスク建設

戦前のモスク建設

日本で最初に建設されたモスクは、1935（昭和10）年に神戸在住のインド系ムスリムや在日タタール人によって建設された神戸モスクである。翌1936年には、名古屋在住の日本人の支援も受け、在日タタール人によって名古屋モスクが建設された⁽²⁴⁾。さらに1938年には現在の渋谷区大山町に東京回教礼拝堂（東京モスク）が開設された。東京モスクは、日本の回教政策の一環として、政府、軍部、財閥などの支援によって建設された。名古屋モスクだけは戦災により焼失したが、神戸モスクは現存し、東京モスクも戦後長く利用されたものの、老朽化のために1986年に取り壊され、東京ジャーミイ（モスクの別名）として2000年に同じ場所に新設された。なお神戸モスク建設より前に、モスクが日本にあったことが報告されている。日露戦争当時の捕虜収容所が、現在の大阪府泉大津市にあり、そこにロシア兵のためのモスクがあったらしい⁽²⁵⁾。ただし、これは滞日ムスリムのためのモスクとは言い難い。

戦後のモスク建設

インドネシア政府とサウジアラビア政府が、それぞれ都内にモスクを開設し、1980年代前半に国内のモスクは4つ（東京3か所、神戸1か所）となった。その後、バブル

経済に伴う外国人ムスリムの大量流入が、状況に変化をもたらした。国内各地で働いていたムスリムは、同胞との集まりや「金曜日の集団礼拝」を行えるようなモスクが近辺にない場合には、アパートの一室や公共の集会所などを一時的な礼拝所として集まった。しかし、ムスリム人口の増加や宗教活動の高進に伴い、モスクを居住地の近くに求める声があがった。開設は容易なことではなかったが、元学習塾の土地・建物を取得・改装した一ノ割モスクが1991年に埼玉県春日部市に開設された⁽²⁶⁾。収入の一部を喜捨して用意し、自分たちの手でモスクを開設したのである。以後、このような設立パターンが各地に広がりを見せ、モスク建設が本格化する。1990年代後半には群馬県伊勢崎市（2か所）、東京都葛飾区、千葉県山武市、神奈川県海老名市、千葉県市川市、埼玉県戸田市、東京都豊島区、名古屋市と富山県射水市、以上合わせて10か所のモスクが相次いで開設された。それらはコンビニ、工場やビルなどを改装したモスクである。

2000年代に入ると、モスクは建設ラッシュを迎える。1999年末には全国で14あったモスクが、2010年末には67にまで増加した。ニューカマー・ムスリムたちの定住化や結婚・家族形成が進んだこと、中古車輸出業や解体業、ハラール産業などの自営業者として成功を収めたムスリムが各地に増加したことが大きな要因である。その他の要因としては、全国各地にムスリム留学生・研修生が増加したこと、イスラーム団体の運動が活性化したこと、モスク開設のための国内外の喜捨ルートが多様化（既存モスクの訪問、口コミ、メール、ウェブサイトなど）したことがあげられる。

近年は、留学生が国内外を問わず他地域から積極的に資源を動員して、モスク開設に至るケースが多い。留学生が組織したムスリム学生会等と呼称されるイスラーム団体が中核となって計画することが多く、各地の大学周辺等にモスクが開設されることが特徴である。歴代の留学生による長年の積立金に加えて、国内外からの喜捨によって建設に至るパターンである。北海道大学に近い木造2階建ての一軒家を購入・改装した札幌モスクは、北海道イスラミックソサエティ（1992年設立）が開設したものであり、北海道小樽市のムスリム・コミュニティからの喜捨を始め、国内外からの喜捨を含めて、2007年に開設された。東北大学の近くに、2007年に新築された仙台モスクは、仙台イスラーム文化センター（1985年発足）が開設したものであり、20年以上にわたる積立金に加えて、各地から喜捨を募り、海外からの喜捨も得て建設された。九州大学に近い福岡モスクの場合は、1998年に九州大学ムスリム学生会が結成され、モスク建設の機運が高まり、2009年に開設に至った。熊本では、2000年に熊本ムスリム学生協会が設立され、2013年に念願の熊本モスクが開設された⁽²⁷⁾。この他、留学生が中心となって開設されたモスクには、つくばモスク（2001年）、埼玉大学モスク（2011年）、富山五福モスク（2014年）、岡山モスク（2008年）、東広島モスク（2012年）、島根モスク（2013年）、別府モスク（2008年）などがある（表1参照）。

表1 全国モスクリスト (2014年11月現在)

No.	名称 (通称を記載)	所在地	所在地域	設立年
1	神戸モスク	兵庫県神戸市中央区	関西	1935
2	東京回教礼拝堂 (東京ジャーミイ)	東京都渋谷区	関東	1938 (2000)
3	バライ・インドネシア礼拝所	東京都目黒区	関東	1962
4	アラブ・イスラーム学院	東京都港区	関東	1982
5	一ノ割モスク	埼玉県春日部市	関東	1991
6	伊勢崎モスク	群馬県伊勢崎市	関東	1995
7	成増モスク (お花茶屋モスク)	東京都葛飾区	関東	1995 (2001)
8	日向モスク	千葉県山武市	関東	1995
9	境町モスク	群馬県伊勢崎市	関東	1997
10	海老名モスク	神奈川県海老名市	関東	1998
11	行徳モスク	千葉県市川市	関東	1998
12	名古屋モスク	愛知県名古屋市中村区	中部・東海・北陸	1998
13	戸田モスク	埼玉県戸田市	関東	1999
14	大塚モスク	東京都豊島区	関東	1999
15	富山モスク	富山県射水市	中部・東海・北陸	1999
16	八潮モスク	埼玉県八潮市	関東	2000
17	浅草モスク	東京都台東区	関東	2000
18	足利モスク	栃木県足利市	関東	2000
19	つくばモスク	茨城県つくば市	関東	2001
20	新城モスク	愛知県安城市	中部・東海・北陸	2001
21	高松モスク *	香川県高松市	四国	2001
22	白井モスク	千葉県白井市	関東	2001
23	富士モスク	静岡県富士市	中部・東海・北陸	2001
24	大阪中央モスク	大阪府大阪市西淀川区	関西	2001
25	八王子モスク	東京都八王子市	関東	2002
26	各務原モスク	岐阜県各務原市	中部・東海・北陸	2002
27	新潟モスク	新潟県新潟市北区	中部・東海・北陸	2002
28	館林モスク	群馬県館林市	関東	2003
29	新居浜モスク	愛媛県新居浜市	四国	2003
30	蒲生モスク	埼玉県越谷市	関東	2003
31	小山モスク	栃木県小山市	関東	2005
32	いわきモスク	福島県いわき市	東北	2005
33	京都モスク	京都府京都市上京区	関西	2005
34	横浜モスク	神奈川県横浜市都筑区	関東	2006
35	所沢モスク	埼玉県所沢市	関東	2006
36	豊田モスク	愛知県豊田市	中部・東海・北陸	2006
37	名古屋港モスク	愛知県名古屋市中村区	中部・東海・北陸	2006
38	浜松モスク	静岡県浜松市南区	中部・東海・北陸	2006
39	坂城モスク	長野県埴科郡坂城町	中部・東海・北陸	2006
40	館林サラマットモスク	群馬県館林市	関東	2006
41	マディーナ・モスク (小美玉)	茨城県小美玉市	関東	2006
42	水戸アブーバカルモスク	茨城県水戸市	関東	2006
43	大阪茨木モスク	大阪府茨木市	関西	2007

44	<u>仙台モスク</u>	宮城県仙台市青葉区	東北	2007
45	<u>ベイトルムカッラムモスク</u>	茨城県ひたちなか市	関東	2007
46	<u>札幌モスク</u>	北海道札幌市北区	北海道	2007
47	<u>春日井モスク</u>	愛知県春日井市	中部・東海・北陸	2007
48	<u>結城モスク</u>	茨城県結城市	関東	2008
49	<u>徳島モスク</u>	徳島県徳島市	四国	2008
50	<u>バーブ・アル＝イスラーム岐阜モスク</u>	岐阜県岐阜市	中部・東海・北陸	2008
51	<u>小樽モスク</u>	北海道小樽市	北海道	2008
52	<u>坂戸モスク</u>	埼玉県坂戸市	関東	2008
53	<u>別府モスク</u>	大分県別府市	九州	2008
54	<u>岡山モスク</u>	岡山県岡山市北区	中国	2008
55	<u>石岡・小美玉モスク</u>	茨城県小美玉市	関東	2008
56	<u>鹿沼モスク</u>	栃木県鹿沼市	関東	2008
57	<u>一宮モスク</u>	愛知県一宮市	中部・東海・北陸	2008
58	<u>福岡モスク</u>	福岡県福岡市東区	九州	2009
59	<u>三重モスク</u>	三重県津市	関西	2009
60	<u>いわいモスク</u>	茨城県坂東市	関東	2009
61	<u>日立モスク</u>	茨城県日立市	関東	2009
62	<u>新潟第2モスク</u>	新潟県新潟市西区	中部・東海・北陸	2009
63	<u>千葉（四街道）モスク</u>	千葉県千葉市	関東	2009
64	<u>川越モスク</u>	埼玉県川越市	関東	2010
65	<u>御徒町モスク</u>	東京都台東区	関東	2010
66	<u>瀬戸モスク</u>	愛知県瀬戸市	中部・東海・北陸	2010
67	<u>福井モスク</u>	福井県福井市	中部・東海・北陸	2010
68	<u>埼玉大学モスク</u>	埼玉県さいたま市	関東	2011
69	<u>飛島モスク</u>	愛知県海部郡飛島村	中部・東海・北陸	2011
70	<u>木更津モスク</u>	千葉県木更津市	関東	2011
71	<u>東広島モスク</u>	広島県東広島市	中国	2012
72	<u>豊橋モスク</u>	愛知県豊橋市	中部・東海・北陸	2012
73	<u>熊本モスク</u>	熊本県熊本市中央区	九州	2013
74	<u>桐生モスク</u>	群馬県桐生市	関東	2013
75	<u>島根モスク</u>	島根県松江市	中国	2013
76	<u>蒲田モスク</u>	東京都大田区	関東	2013
77	<u>金沢モスク</u>	石川県金沢市	中部・東海・北陸	2014
78	<u>鳥取モスク</u> **	鳥取県鳥取市	中国	2014
79	<u>富山五福モスク</u>	富山県富山市	中部・東海・北陸	2014
80	<u>鹿児島モスク</u> ***	鹿児島県鹿児島市	九州	2014
81	<u>沖縄モスク</u>	沖縄県那覇市	沖縄	不詳

注) * 後に、一時的礼拝所(ムサッラー)となったが、その後、閉鎖。

** 土地・建物購入済み。2014年2月現在、リフォーム予定。

*** 建物があり、現在改装中。2014年9月開設予定。

下線のあるモスクは、ウェブサイトを開設している。

資料)「滞日ムスリム調査プロジェクト」(早稲田大学多民族・多世代社会研究所：

<http://imemgs.com>) をもとに筆者作成。

今後の動向

日本のモスクは、2000年代の急増期を経て、現在では国内各地に80以上のモスクが存在するに至っている。近年の日本経済や滞日ムスリム人口の動向からすると、以前のようなモスクの急増は考えられないが、ムスリム留学生が一定数いると思われるものの、モスクがない地方県があることから⁽²⁸⁾、留学生が主導するモスク建設、あるいはコミュニティを核としたモスク建設が行われていくことは予想される。短期的には、滞日ムスリム人口は、微増あるいは横ばい程度で推移すると考えられるが、中長期的な滞日ムスリム人口動向を把握するのは難しい。2020年の東京オリンピック開催に伴う外国人労働者の受入れ政策の在り方や、外国人介護労働者の受入れ増加などのファクターもあり、変動の可能性は捨てきれない。

他方で、ムスリム人口の動向にかかわらず、最近では、海外からの外部資源による設立資金の確保の流れが増える傾向があり、外部資源を活用したモスク開設に弾みがつく可能性も考えられる。2014年11月の時点でモスク建設計画の情報がある地域として、静岡、香川、宮崎の3県、及び盛岡市（岩手県）、町田市（東京都）、北九州市（福岡県）と松山市（愛媛県）の4市があがっており、地方でのモスク建設は続きそうである。このほか小規模礼拝施設としてムサッラーと呼ばれる一時的礼拝所も各地に存在し、その数は100を超えるとも言われるが、確かなことは不明である。

3 滞日ムスリム・コミュニティ

コミュニティの中心としてのモスク

日本という異郷の地においては、モスクは礼拝の場であるだけでなく、滞日ムスリム・コミュニティの中心であり、ムスリムによるムスリムのための諸活動全体を担う機関である。モスクは、ムスリム同士の集まりの場、精神的な拠り所であり、憩いの場、悩み事の相談や情報交換の場、困ったときの相互扶助の場、子供や成人のための教育の場、祭りや婚姻・葬儀の場でもある。これらの機能に加え、非ムスリム社会である日本でのムスリムの暮らしに必要な機能を充足する役割も担っている。具体例として、墓地建設活動やイスラームの規範に則ったハラール食品の確保、日本の学校に通う子供たちの給食問題への対応やイスラーム学校建設活動などがある。日本でマイノリティとして暮らす中で、イスラームの文化や価値観を継承する活動、ムスリムとしてのアイデンティティを付与する活動、イスラームの存在感を示し社会的な「承認」を得るといった活動もある⁽²⁹⁾。地域社会におけるモスク建設反対運動への対応や、地域社会との関係構築活動もモスクが担う。

宗教的活動

モスク開設は、恒久的で十分な広さをもった礼拝スペースを確立することが最大の眼目である。ふだんの1日5回の礼拝を行う場所はどこでも構わないが、金曜日の昼の集

団礼拝はモスクで行われ、成人男性のムスリムは参加が義務である⁽³⁰⁾。日本においては、日本社会の実情に合わせて金曜日だけでなく、土曜日などに集団礼拝を実施しているモスクも多い。断食月⁽³¹⁾のタラウィーフ礼拝（断食月の特別な自発的礼拝）やイード（イスラームの祭り）の際に行われる特別の集団礼拝も含め、多数のムスリムが礼拝のために一堂に会する場がモスクである⁽³²⁾。「家や職場で行う礼拝よりも、モスクで行う礼拝のほうが 20 倍も 25 倍も価値がある」というハディース（預言者ムハンマドの言行を記録したもの）もある。

諸活動の状況

モスクはムスリムが自由に集う場である。イスラーム社会では 24 時間開放が原則であるモスクは、集団礼拝や個人で礼拝を行うためだけでなく、つかの間の休息や時間つぶしのためであれ、礼拝を目的としない出入りも自由である。日本のモスクのほとんどは防犯上の理由で深夜から未明までは施錠されているが、日の出前のファジュル礼拝から開放されているケースが多く、早朝から夜遅くまでいつでも訪問できる。

断食月の毎夕のイフタール（断食明けの食事）時やイードの集団礼拝の時、モスクはふだんなかなか会えない仲間たちと「再会できる」場となる。友人・知人との会話は、礼拝と同様に滞日ムスリムにとっては欠くことのできない大切なことである。モスクは、互いの絆を再確認し情報交換する場である。

イスラーム教育は、多くのモスクに備わっている機能である。成人男女向けと子供向けの勉強会が別々に実施されているケースがほとんどである。女性や子供向け教育の有無はモスクにより異なるが、成人男性向けの勉強会はほとんどのモスクが実施している⁽³³⁾。ボーン・ムスリム（生まれながらのムスリム）であるからといって、皆がイスラームに関する知識が豊富なわけではないし、改宗ムスリムである日本人であれば、なおさらであろう。日本にやってきて「信仰に目覚めた」というムスリムも多数いる。首都圏の外国人ムスリムに「日本に来てあなたの信仰心はどのように変わりましたか」と尋ねた調査によると、信仰心が「強くなった」と「少し強くなった」と回答したムスリムが半数を超えていた⁽³⁴⁾。モスクの成人男性向けの勉強会の内容は、クルアーン（コーラン）読誦とその解釈が中心で、イスラームの行動規範の学習やハディース読誦も行われている。勉強会自体は、集団礼拝の後、あるいは、夜のイシャール礼拝後に設定されており、成人男性向けの勉強会は、比較的頻繁に開催されているようだ。モスクに女性専用のスペースが次第に確保されるようになり、最近では女性の勉強会を開催するモスクも増えている。浅草モスクや名古屋モスクなどでは 2 階に女性専用の礼拝兼教育スペースがあり、新居浜モスクでは土曜日に女性のための勉強会を開催している⁽³⁵⁾。

日本における公立学校に通う子供たちにイスラーム教育をどのように与えるかということは、滞日ムスリムの親たちにとって切実な問題となっている。滞日ムスリムには、子供のイスラーム教育を海外で行うという選択肢もあり、イスラーム教育のために日本

から海外に子供が送り出されているケースもあるが、最近では日本での教育を望む親たちが増えている。しかし国内でのイスラーム教育は、各地のモスクなどにおいてインフォーマルな形で実施されている補助的教育の機会を利用するか、家庭での教育に頼っているのが現状である⁽³⁶⁾。家族で暮らすムスリムが多い地域では、モスクが子供の教育を提供するケースが多く見られるが、教師として適格なムスリムの有無などに応じて様々な形態でイスラーム教育が実施されている。大塚モスク、イスラミックセンター・ジャパン (ICJ)、神戸モスク、行徳モスク、伊勢崎モスク、お花茶屋モスク、海老名モスク、坂城モスク、名古屋モスク、春日井モスクなど多数にのぼるモスク等が、週末や夕刻にイスラーム教育の場として子供たちに開放されてきた。これらのイスラーム教育の場は、多くが有志のムスリムによってボランティア的に運営されているにすぎない。一方で、ムスリムの親たちの考え方や経済状況の違い、居住地域の広域化と多様化、運営メンバーの帰国などを要因として、休業状態に追い込まれている事例も少なくない⁽³⁷⁾。子供のイスラーム教育に熱心な親からは、イスラーム学校がまだないという現状では、モスクが子供教育の場として期待されていることも確かである⁽³⁸⁾。現在のところ、海外の日本人学校に相当するような形で、日本においてイスラーム教育を実施している学校は、国内には存在しない。日本で生まれ育った世代が日本のイスラーム社会の中核となる時期が間近に迫る中、イスラーム学校建設は、滞日ムスリム・コミュニティにとって懸案事項である。

モスクは、ライフステージに対応した重要な機能も果たしている。代表的なものは婚姻であり、婚姻契約（ニカー）がモスクにおいて執り行われる。日本社会の婚姻届とは別に、イスラームに則って、ムスリムの証人臨席のもとで婚姻契約と結婚証明書の発行が行われる。イスラームへの入信手続きもモスクで行われ、入信証明書が発行される。改宗ムスリムの結婚、巡礼、埋葬の際には、入信証明書が必要である。最近になって、改宗ムスリムに対するサポートを目的とする「新兄弟姉妹サポートプロジェクト」が日本人ムスリムによって立ち上げられ、インターネット上で勉強会を開催するなどの活動を開始している⁽³⁹⁾。

ムスリムの葬儀もモスクで執り行われる。ムスリムが死亡した場合、グスル（遺体の^{きよ}め）が近親者などによってモスクで行われ、できる限り速やかに葬儀と埋葬が行われることが望ましいとされている。ムスリムの場合、土葬が必須であるが、日本では土葬に対する法律上の制約や地域住民の反対などがあって、簡単にはイスラーム霊園を整備できないという事情がある。現在、ムスリムのための霊園として、山梨県甲州市に日本ムスリム協会の「イスラーム霊園」、北海道イスラミックソサエティ（札幌モスク）が北海道余市郡余市町に永代使用権を取得したイスラーム霊園、静岡県静岡市の「清水霊園イスラーム墓地」（イスラミックセンター・ジャパン協賛）⁽⁴⁰⁾、茨城県つくばみらい市にある日本イスラーム文化センター（大塚モスク）の谷和原霊園⁽⁴¹⁾、茨城県小美玉市にあるマディーナ・モスクの MGIJ (Muslim Graveyard Ibaraki, Japan) ⁽⁴²⁾の 5 つがある。

現在この5か所だけで、地域的な偏りもあり、西日本での霊園開設が望まれており、関西では大阪中央モスクによる大阪イスラーム霊園プロジェクト(和歌山県での開設予定)がある⁽⁴³⁾。

4 これからの滞日ムスリム・コミュニティ

存続への課題

1991年の一ノ割モスク開設から20年以上が経過し、滞日ムスリム・コミュニティは大きな転換期を迎えつつある。第一は、滞日ムスリム・コミュニティという共同体を、次世代に継承していく時期が迫っていることである。草創期の主役となったムスリムもいずれは第一線を退く。モスクを中心としたムスリム・コミュニティを、次世代に引き継ぎ存続させるという課題である。二つ目の変化は、生涯日本で暮らしていく、あるいは暮らしていくことになるだろうと考えるムスリムの増加である。かつては、日本は仮の住まいであると考えたムスリムも多かったが、日本人配偶者をもつムスリムの増加や日本での暮らしを望むムスリムも増えている。これまで議論されてきた教育の主な課題は、成人や子供に対するイスラーム教育であったが、これからは、日本で生きていくムスリムの増加が持つ意義を踏まえて、日本で社会人として生活していく広義の教育としてイスラーム教育を考えていく必要がある。三つ目の変化は、モスクと日本社会との接触が増加し、モスクや滞日ムスリムの側から日本社会やモスク周辺の地域社会との関係構築の試みが増えていることである。

これらの変化に伴う課題を要約すると、滞日ムスリム・コミュニティの継承、次世代ムスリムの育成、地域社会との関係構築であり、総じてモスクと滞日ムスリム・コミュニティの存続のための課題群である。第三の課題については後述し、まず第一、第二の課題を取り上げる。第2世代が増加し、若いムスリムも日本社会の重要な一員となりつつある。日本において、ムスリムの諸活動が滞りなくなされ、ムスリムとしての生活が全うされるためには、コミュニティの中心であるモスクの存続が必須である。そのための経済的課題と人的資源の課題が指摘されている。前者については、法人化、施設の効率的事業化やワクフ(イスラーム社会における財産寄進制度)の活用⁽⁴⁴⁾が実施あるいは議論されており、後者については、人材の育成や強化と広義のイスラーム教育が求められている。これら課題への取り組みを円滑に進めるためには、全国のモスク相互のネットワーク構築も有用なツールとなると思われる。

法人化の現状

滞日ムスリムの日常生活にとって不可欠なモスク存続のためには、経済的課題への対処が求められる。モスクの恒常的な維持管理と運営の費用として、備品の購入・修繕費、建物の維持管理費、イマームへの謝礼、水道光熱費や固定資産税など様々な費用が発生する。ムスリムの喜捨などがその費用に充当されるが、不足しがちである。対策として、

法人名義での不動産登記が可能で、固定資産税や喜捨が非課税となり、事業収入の税制優遇などの利点がある宗教法人化がある。

イスラーム関係では、2014年6月現在、文部科学大臣所轄の3法人及び都道府県知事所轄の14法人が宗教法人として実質的に活動している⁽⁴⁵⁾。前者の3法人が、1978(昭和53)年に認証された東京都の日本イスラーム文化センター、愛知県名古屋市の名古屋モスク(2002年認証)、群馬県伊勢崎市所在のダル・ウッサラーム(2010年認証)である。日本イスラーム文化センターは、豊島区の大塚モスクに本拠があり、栃木県の足利モスク、茨城県の日立モスク、鳥取県の鳥取モスクが傘下にある。⁽⁴⁶⁾名古屋モスクは、岐阜モスクを傘下にもち、ダル・ウッサラームの本拠は境町モスクにあり、傘下には神奈川県海老名モスクをはじめ、複数のモスクが存在しているようだ。都道府県知事所轄の14法人はいずれも単立宗教法人としてモスクを運営している。戦後いち早く法人格を取得したのは神戸モスクであり、1955(昭和30)年である。東京ジャーミイの法人認証は2003年であり、その他の12法人の認証時期は、2007年以降と最近である。以上のモスクを運営している宗教法人のほか、既出の日本ムスリム協会(1968年認証)とイスラミックセンター・ジャパン(1980年認証)はモスクを所有していないが、ムスリム向けの団体として活動し宗教法人として認証されている(表2参照)。

もう一つの対策は、一般社団法人格の取得である。一般社団法人格を有するのは、三重モスク、春日井モスクなど12法人であるが、三重モスクでは宗教法人化を目指して活動している。宗教法人の認証手続きが煩瑣^{はんさ}なことや認証までに数年かかることを考えれば、法務局への登記だけで完了し、法人名義での不動産登記が可能となる一般社団法人格を取得することは有用である。しかし、事業収入の税制優遇や不動産への非課税という経済的な利点に加え、内外の政府や諸組織に対する社会的信用という点では、宗教法人格の取得がより有用であろう。現状でも、モスクによる法人制度の積極的な利用はかなり浸透してきているようだが、日本社会における法人制度や団体運営のノウハウがモスクの運営者たちに共有されているとは言い難く、モスク等の不動産の個人名義での登記も依然として各地で見られる。経済的課題の解決のために、法人制度の積極的活用を検討しても良いと考えられる(表3参照)。

モスク運営に携わるムスリムには、諸活動全般に目を配る管理運営能力に加えて、日本社会の諸制度からの要請に対応する事務的能力も求められる。日本社会との関係構築が進むほど、地方自治体や町内会・自治会など地域社会の諸団体との交渉ごとも多くなるので、日本社会の慣行や文化を熟知している日本人ムスリムの役割も大きくなるであろう。しかし、ボーン・ムスリムでなければ対応できないような業務もあるなど、モスクには多種多様な業務があることから、国籍を問わず熱意をもったムスリムの関わりが必要である。

表2 全国の宗教法人（イスラーム関係団体）

No.	モスクなどの名称	登記名称	所轄庁	登記年
1	札幌モスク	北海道イスラミックソサエティ	北海道知事	2011
2	小樽モスク	宗教法人マスジド・アル・ヌール 小樽	北海道知事	2013
3	つくばモスク	つくばイスラム教会	茨城県知事	2012
4	境町モスク	ダル・ウッサラーム	文部科学大臣	2010
5	八潮モスク	宗教法人ジャミアマスジドヤシオ	埼玉県知事	2007
6	大塚モスク	宗教法人日本イスラーム文化センター	文部科学大臣	1978
7	日本ムスリム協会	宗教法人日本ムスリム協会	東京都知事	1968
8	東京ジャーミイ	宗教法人東京・トルコ・ディヤナト・ジャーミイ	東京都知事	2003
9	イスラミックセンター・ジャパン	イスラミックセンター・ジャパン	東京都知事	1980
10	新潟モスク	イスラミックセンター新潟	新潟県知事	2008
11	新潟第2モスク	宗教法人アンヌールモスク新潟	新潟県知事	2011
12	富山モスク	富山モスク	富山県知事	2010
13	各務原モスク	岐阜ファティフモスク	岐阜県知事	2010
14	名古屋モスク	名古屋モスク	文部科学大臣	2002
15	京都モスク	宗教法人京都ムスリム協会	京都府知事	2008
16	大阪茨木モスク	大阪茨木モスク	大阪府知事	2012
17	神戸モスク	神戸ムスリムモスク	兵庫県知事	1955
18	福岡モスク	FIC 福岡マスジドアンヌールイスラミックセンター	福岡県知事	2012
19	別府モスク	宗教法人別府ムスリム教会	大分県知事	2010

注) 宗教団体が宗教法人として登記する際に、名称に「宗教法人」を含めて登記する団体と含めない団体がある。

資料) 文化庁『宗教年鑑 平成25年版』その他の公開資料より筆者作成。

近い将来、現在の運営担当の人々の高齢化とそれに伴う世代交代は必然であり、後継者育成と運営ノウハウの継承は欠かせない。留学生を中心とした運営を行っているモスクでは数年ごとに世代交代しているという見方もできるが、定住したムスリムが中核となっているモスクでは第2世代以降への継承が求められる。勉強会の場を通じて、モスクが教育機能を果たしていることは前述したが、将来のモスクを担う人材を補充していくというリクルート機能を現在のモスクが果たすことも必要になっている。子供たちの世代から将来を担う人材が出てくるためにも、外国人、日本人を問わずロールモデルとなるような滞日ムスリムの活躍する姿を子供たちに伝えたいという動きもある。いずれにしても組織と運営システムの制度化を図るとともに、その共有あるいは継承を確保することが大切である。

表3 全国の一般社団法人（イスラーム関係団体）

No.	モスクの名称	登記名称	登記年
1	埼玉大学モスク	一般社団法人さいたま・モスリム・カルチャル・アソシエーション	2010
2	御徒町モスク	一般社団法人 AS-SALAAM FOUNDATION	2009
3	蒲田モスク	一般社団法人カマタ・マスジド	2013
4	坂城モスク	一般社団法人ビラールモスクナガノ	2002
5	春日井モスク	一般社団法人春日井イスラミックセンター	2007
6	三重モスク	一般社団法人三重イスラム文化センター	2005
7	大阪中央モスク	一般社団法人大阪マスジッド	2009
8	岡山モスク	一般社団法人 Okayama Islamic Center	2008
9	東広島モスク	一般社団法人広島イスラーム文化センター	2008
10	徳島モスク	一般社団法人徳島マスジッド徳島イスラムセンター	2008
11	熊本モスク	一般社団法人熊本ムスリム協会	2012
12	鹿児島モスク	一般社団法人鹿児島イスラム文化センター	2008

資料) 各モスクのウェブサイト, 公開資料などより筆者作成。

モスク・ネットワーク

モスクは、人種・国籍を問わず全てのムスリムに開放されているが、日本のモスクは、開設経緯から見ると、JIT（ジャパン・イスラミック・トラスト）系、ICOJ（イスラミック・サークル・オブ・ジャパン）系、タブリーギー・ジャマーアト系、留学生系、独立系などとして、また主たる設立者や礼拝に来るムスリムの国籍によっても分類可能である。日本のモスクは、それぞれが確かにコミュニティの中心という性格を有する組織であるが、100近い国籍のムスリムが滞日ムスリム・コミュニティを構成していることにも象徴されるように、それぞれが異なる特徴を持った各地のモスクから成っていると云っても良い⁽⁴⁷⁾。

とはいえ日本のモスク間には小規模ながらネットワークが存在する。JIT系では、大塚モスクを核に、足利モスク、日立モスク、鳥取モスクが宗教法人としてのつながりを持っている。ICOJ系は、行徳モスク、浅草モスク、館林モスク、小山モスク、水戸モスク、鹿沼モスクが連携しており、ICOJがジャパン・モスク・ファウンデーションを組織内に有して、これらモスクの管理運営に当たっている。さらに、タブリーギー・ジャマーアト系では、境町モスクを核に、日向モスク、一ノ割モスク、お花茶屋モスク、海老名モスク、新安城モスクなどが連携しており、定期的な会合や「自己研鑽」活動などの拠点として、各地のモスクが利用されている⁽⁴⁸⁾。留学生が中心となって設立されたモスクは、札幌モスク、仙台モスク、つくばモスク、埼玉大学モスク、富山五福モスク、岡山モスク、東広島モスク、島根モスク、福岡モスク、別府モスク、熊本モスクなど、多数にのぼり、各地のムスリム留学生組織を束ねるMSAJ（ムスリム・スチューデント・アソシエーション・ジャパン）⁽⁴⁹⁾を通じて、つながっていると見なすこともできよう。ただ、滞日ムスリムの多様さからもわかるように、これらのネットワークは厳然と分か

れて存在しているわけではなく、重層性を持っている。

以上のような、系列ごとのモスク・ネットワークや活動の連携は部分的にあるにしても、現在のところ、日本全国のモスクを統合するネットワークはない。2010年の全国モスク代表者会議では、情報の共有や意見交換のためのネットワークを考えるだけでなく、将来の滞日ムスリム・コミュニティのための指導者教育をはじめ、成人ムスリムの教育、集団礼拝時の説教や入信証明書の発行基準の統一化や入信者への講習会、冠婚葬祭時の実技講習会、日本の地域社会との良好な関係構築など、必要な情報や具体的な活動要領を共有できるようなモスク・ネットワーク構築が話し合われた⁽⁵⁰⁾。今のところモスク相互の協力・協同関係の構築が議論されている段階で、全国的なネットワーク構築そのものは依然として実現していない。しかし、これまでの日本のモスクがどちらかと言えば内向的な活動が主であったが、これからは日本社会に開かれた外向的な活動にも配慮せざるをえない時代になるであろう。その意味でも全国レベルのモスク・ネットワーク構築は、将来の滞日ムスリム・コミュニティの存続と安定に寄与するものと考えられる。

5 日本社会と滞日ムスリム・コミュニティ

地域社会の中のモスク

モスクと滞日ムスリムの増加は、地域社会との接触の増加をもたらしている。モスクは、ムスリム・コミュニティの中心として諸活動を行うだけでなく、地域社会との関係構築に当たっても重要な窓口であり、滞日ムスリム自身も地域社会を大切にすることは宗教的義務であると考えて良好な関係構築を重視している。

岐阜市、富山県射水市、福岡市それぞれのモスク周辺地域を対象に、2009年から2012年にかけて実施された日本人住民のイスラーム・イメージに関するアンケート調査結果⁽⁵¹⁾によると、イスラームに対する認識は3地域ともネガティブな傾向が見られた。福岡市調査では、「イスラーム教は寛容な宗教である」と思う人は8%、「平和を重んずる宗教である」と思う人は22%、次いで、「イスラーム教は過激な宗教である」と思う人は63%などであった。

イスラームに対するネガティブなイメージや偏見は、各地で観察されると考えられるが、ムスリムと地域住民との接触が多いとは言えない日本では、モスク建設反対の動きはまれである。これまでのモスク開設の過程では、住民が気づかないままに、近隣の建物がいつの間にかモスクになっていたという事例が多いと思われるが、近年はムスリム側が無用の混乱を避けるために事前に地域社会と話し合いを行い、合意を得てから建設や購入物件の改築に取りかかる例が多い。

モスク用物件購入において、住民の反対にあつて断念した国内初のケースは、岡山市のケースと言われる⁽⁵²⁾。岡山ムスリム学生協会（1989年結成）が、1991年から資金を集め始め、2004年に物件購入がほぼ決定したが、購入寸前で住民の反対にあい頓挫した。しかし、その4年後の2008年に岡山大学キャンパスに隣接した物件を購入し、改装後

の 2009 年に岡山モスクが開設された。同モスクは地元住民に配慮した運営を掲げ、地域社会との合意を経て開設に至った。2005 年に建設予定が明らかになった福岡モスク、2011 年に計画が公表された金沢モスクに対しても反対の声があったが、地元自治会・町会との協議を経て、いずれも建設の合意を得て開設に至った。日本社会に対して「開かれたモスク」を作ろうとすれば、このように建設前から地域社会との地道な折衝が必要である⁽⁵³⁾。今後の良好な関係構築のためには、地元との交流をこれからも積極的にはかっていく必要があるだろう。

モスクにより対応は異なるが、地域の一員として地域活動に積極的に取り組んでいるところもある。ムスリム側が日本人のネガティブなイスラーム観に焦燥感を抱き、日本社会との良好な関係を目指す動きは一部で活発に行われている。イスラームに対するネガティブなイメージが根強いことは、イスラーム社会と日本社会の双方にとっても、決して望ましい状態ではない。「近所を大切にすることは信者の義務である」というハディースを引用するムスリムもいる⁽⁵⁴⁾。福岡モスクでは地域自治会との共同行事を企画し、大塚モスクは地域の祭りにカレーの屋台を出して参加している。また各地のモスクの事例としては、日本人向けのイベントや語学教室、イスラーム講習会、モスク見学会、さらに料理教室や食のフェスティバルなどがある。現在のところ、ムスリムの側からの働きかけが際立っているが、「ありのままの自分たち」を伝えたいという意識の発露であると同時に、もともと「モスクは地域住民とともにある」というイスラームの教えの実践でもある。

さらにムスリム側から日本社会への架橋の試みとして、インターネットを利用した情報発信がある。イスラームに関する情報発信は、いわゆるポータルサイトと言われる静的なウェブサイトが代表的である。2013 年末現在、ウェブサイトを開設しているモスクは約 36 である。掲載項目や内容の充実度も千差万別で、英語だけのウェブサイトもあるなど、外国人ムスリムだけをターゲットにしているものも少なくない。しかし、日本語でも作成され充実した内容をもつウェブサイト（東京ジャーミイ、大塚モスク、名古屋モスク、新居浜モスク、福岡モスクなどは代表的な例である）もあり、日本人向けにモスク案内が掲示されており、日本社会に対する発信を意図している⁽⁵⁵⁾。

一方、地域社会の側から積極的にムスリム・コミュニティを取り込んでいこうという動きは緩慢である。金沢モスクのように、モスクが地域自治会のメンバーになっているところもある⁽⁵⁶⁾。また地方自治体が「多文化共生政策」などの枠組みで行っている事業（語学クラスや多文化理解教室、多文化共生懇話会など）が各地で実施されている。こうした活動のインパクトは決して大きいとは言えないが、このような「多文化共生」活動への滞日ムスリムの積極的参加が少ないという指摘もある。共に働きかけを続けつつ双方の接触や交流のありかたを修正していく必要があるだろう。現在のところ、架橋への努力は、ムスリム側に偏っており、地域社会の側からの働きかけはまれである⁽⁵⁷⁾。

観光立国と「ハラール」

日本の観光立国政策に伴う訪日ムスリム観光客の増加によって、観光業界ではハラール食提供に対する関心が高まり、同時に「16億人のイスラム市場」などの見出しで、日本の産業振興や輸出振興を目的としてハラール認証を取得する動きも活発になっていることが報道されている。一方、滞日ムスリムにとって、イスラームの規範に則ったハラール食品の確保は日常生活の一部であり、最近はその入手は容易になってきている。外国のハラール認証機関のマークのある輸入食品や食肉などはハラール・ショップやインターネットを通じて販売されており、また国内でのハラール認証とハラール食肉・食品の製造も行われるようになった。

従来、こうしたハラール関連の活動の影響は、滞日ムスリム・コミュニティの範囲にほぼ限定されるものであった。しかし、現在では滞日ムスリムだけのためのハラールから、訪日ムスリム観光客へのハラール食の提供、さらには海外への輸出までも視野に入れたハラール産業育成に向けたハラール認証へと、その様相が変わりつつある。国内におけるハラール認証は、国内市場向けのローカルな認証にすぎないものから、輸出も可能な国際的な認証まで多様であり、国内のハラール関連団体や、大塚モスク、福岡モスク、ICOJが、ハラール認証関連の活動を行い、イスラミックセンター・ジャパンや日本ムスリム協会も同様の活動を実施している。

日本の企業や諸機関がハラール認証活動でモスク等と連携することによって、日本社会のハラール食品に関する理解が深まる可能性はあるが、現状では基本的知識の獲得や、認証、インフラ整備に力点が置かれており、ムスリムの多様性に十分に光が当たっているとは言い難い。ハラールに対する多様な考え方や実践に配慮し、滞日ムスリムが構築してきた生活に密着したハラール観にも目を向ける必要がある。現在のイスラームへの注目を単なるブームにとどめず、ハラール認証に携わる滞日ムスリムと非ムスリムの日本人が、こうした活動を通じて相互理解を深め、その活動の成果を広く日本社会に発信していけば、日本におけるイスラームとムスリムに対する認識や理解の改善に寄与するものとなる。

「日本のイスラーム」理解にむけて

日本には世界の多様な宗教を信仰する人々が生活しているが、日本社会とそれら多様な宗教の「コミュニティ」間に、交流は乏しいのが現実であろう。イスラームについても、大部分の日本人にとって「見知らぬ隣人の宗教」であるというのがいまだに現状である⁽⁵⁸⁾。しかし、将来も日本人と滞日ムスリムの交流が続くことはあっても、なくなることはないのである。増えつつあるモスクやムスリムの多様な活動が身近にあるところでは、地域社会とムスリム・コミュニティは互いの認識や理解を深めるための交流・接触を高進するような地道な努力が双方に求められる。ハラール産業への進出やムスリム観光客の受入れだけでなく、「イスラームとの共生政策」を視野に入れて日本社会として

の「多文化共生」あるいは「マルチエスニックな社会」の在り方を模索する必要がある。

日本社会におけるムスリムと日本人との本格的な交流の開始から一世紀が経過し、滞日ムスリム・コミュニティは人口 10 万人を超える規模にまで成長している。北海道から沖縄県まで各地にモスクが開設され、これからも新たなモスクやイスラーム霊園の開設が計画されている。滞日ムスリム人口の急増という事態は当面ないものと筆者は考えているが、ムスリムの日本社会における存在感は高まっており、マイノリティであるムスリムたちが日本社会に根を下ろしつつあるのは確かである。コミュニティの中心であるモスクを拠点として、多様な社会的活動が行われており、その具体的な様相を確認していると、滞日ムスリムに関する情報は日々更新され、活況を呈している。

滞日ムスリムの永住や定住化が進み、第 2 世代の成長及び日本人ムスリムの増加も見られる。宗教法人化をはじめとするイスラーム団体の制度化が進行し、団体活動が活性化している側面もある。その上で、滞日ムスリム内部の世代交代の時期が迫ってきており、ムスリム・コミュニティの存続とその将来を問われる時期を迎えていることを改めて指摘しておきたい。モスク運営と社会的活動を担うムスリムが、日本で生まれ育った外国人ムスリムと日本人ムスリムにかわっていくプロセスも進行するであろう。本稿が「日本のイスラーム」理解に少しでも役立てば幸いである。

注記

- (1) 日本での慣例に従いモスクとしているが、近年、滞日ムスリムはアラビア語のマスジドという呼称を使うことが多い。日本のイスラーム関連のウェブサイトである「イスラームのホームページ」を主宰する浜中彰氏は、2008年からマスジドを使用している。滞日ムスリム・メディアには、モスクという呼称に含まれるという侮蔑的な意味（モスキート・蚊と関連づけられる）も嫌って、「マスジドと呼ぼう」という声がある。
- (2) 店田廣文「世界と日本のムスリム人口 2011年」（『人間科学研究』第26巻第1号、早稲田大学人間科学学術院、2013年）。
- (3) 前嶋信次「イスラム研究ブームとははじめ—先次大戦末までの思い出—」（『日本とアラブ—思い出の記（その1）—』日本アラブ関係国際共同研究国内委員会事務局、1980年）。
- (4) 本稿は、店田廣文『日本のモスク—滞日ムスリムの社会的活動—』（山川出版社、2015年）の内容を参照しつつ最新の状況を加えて執筆したものである。
- (5) 詳しくは、三浦徹編『イスラームを学ぶ—史資料と検索法—』（山川出版社、2013年）を参照。
- (6) 三沢伸生ほか「最初の日本人ムスリム—野田正太郎（1868—1904年）—」（『日本中東学会年報』第23巻第1号、日本中東学会、2007年）、原著は英文。
- (7) 松長昭『在日タタール人—歴史に翻弄されたイスラーム教徒たち—』（東洋書店、2009年）。
- (8) 臼杵陽「戦時下回教研究の遺産—戦後日本のイスラーム地域研究のプロトタイプとして—」（『思想』第941号、岩波書店、2002年）、店田廣文「戦中期日本における回教研究—『大日本回教協会寄託資料』の分析を中心に—」（『社会学年誌』第47号、早稲田大学社会学会、2006年）。
- (9) 1952年に日本ムスリム協会の母体となる「イスラム友の会」が発足した。日本ムスリム協会編『創立50周年記念 協会小史』（宗教法人日本ムスリム協会、2004年）、

- 3ページ。樋口美作「日本のイスラーム，戦後の歩み」（『日本に生きるイスラーム—過去・現在・未来—』サウジアラビア王国大使館文化部，2010年），109ページには，65名の会員をもって発足したという記述もある。
- (10) 『在留外国人統計 昭和44年』（法務省，1970年）から「主要なイスラーム社会」を取り出して推計した。「主要なイスラーム社会」とは，2011年時点で，人口規模100万以上，ムスリム人口比率50%以上に該当する国々としている。
- (11) 樋口（前掲論文），119ページ。
- (12) 1969年と同じく「主要なイスラーム社会」の外国人人口から推計した1984年末時点での推計人口である。『在留外国人統計 昭和60年版』（法務省，1985年）。
- (13) 田澤拓也『ムスリム・ニッポン』（小学館，1998年，214—215ページ）には，「不法滞在者を含めて20万人とも30万人ともいわれる」とあるが，出入国管理統計や在留外国人統計などの数字からみると，10万人を超えているが，20万人には届かないであろう。
- (14) 小島宏による推計では，1995年30,000人，2000年47,600人，2004年58,600人である。Kojima, Hiroshi "Variation in Demographic Characteristics of Foreign "Muslim" Population in Japan: A Preliminary Estimation", *The Japanese Journal of Population*, Vol.4, No.1, 2006, pp.117-119. 桜井は，正規の在留資格を有する外国人ムスリムを42,104人と推計している（2000年現在）。桜井啓子『日本のムスリム社会』（ちくま新書，2003年），35ページ。
- (15) 推計内容と方法の詳細については，店田廣文「世界と日本のムスリム人口 2011年」（前掲論文）を参照。
- (16) 外国人ムスリムで永住者の在留資格を有する者に日本人配偶者をもつ外国人ムスリムがほぼ確実に存在する。ただし，その割合は明らかにされていないため，この推計では永住ムスリムの配偶者である日本人ムスリムの数は考慮していない。永住者の規模は約2万人前後であるから，これに対応する配偶者としての日本人ムスリムを仮に1～2万人程度とすれば，滞日ムスリムの推計人口は，外国人ムスリム10万人，日本人ムスリム2～3万人，合わせて12～13万人という推計も考えられる。
- (17) 西アジアと北アフリカの主要なアラブ諸国，エジプト，サウジアラビアなど18か国を合計した人口概数である。
- (18) バングラデシュがパキスタンから独立したのは，1971年である。
- (19) 桜井啓子（前掲書），44—45ページ。
- (20) 2009年（平成21年）に出入国管理などに係わる改正法が公布され，在留資格の変更や外国人登録の廃止，在留カードの交付など「新たな在留管理制度」が2012年（平成24年）までにスタートしている。
- (21) 2011年時点の人口規模が100万人以上，かつムスリム人口比率50%以上の国・地域。
- (22) 注（16）でもふれたが，在留資格の永住には，日本人の配偶者等から永住申請をしたものも含まれていると考えられる。その割合は公表された資料からは不明である。
- (23) 日本学生支援機構『平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果』によると，ムスリム留学生の出身国として，インドネシア，マレーシア，バングラデシュ，サウジアラビア，エジプト，ウズベキスタンが上位6か国である。
http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/documents/data13.pdf（2014年7月2日参照）
- (24) 最初のモスクは名古屋モスクであると言われることがあるが，誤りである。名古屋モスク開設記念冊子により，1936年に建設され1937年に開堂式が行われたことが確認できる。*The Nagoya Muslim Mosque: A Souvenir Booklet issued in commemoration of the Opening Ceremony of The Nagoya Muslim Mosque, 1937*, p.12.
- (25) Abu Bakr Morimoto, *Islam in Japan. Its past, present and future*, Islamic Center Japan, 1980, pp. 18-21.

- (26) 岡井宏文「日本のモスク変遷」(『季刊アラブ』第131号, 日本アラブ協会, 2009年), 20ページ。共同通信社編集委員室編「平和の宗教なのに—聖典コーランの人々—」(『多国籍ジパングの主役たち—新開国考—』明石書店, 2003年), 152—156ページ。
- (27) 新居浜モスクの代表者である浜中彰氏は, 次のように熊本モスクを評価している。
「2013年開堂された熊本 Masjid は, 以前の国内にある Masjid で蓄積されたさまざまなノウハウをフルに生かしたアイデアたっぷりの Masjid である。これから, Masjid を建設する各地の代表者は, この Masjid を参考に作らなければならないと思う。それほど私を感心させた Masjid である。」
<https://www.facebook.com/media/set/?set=a.556575321046787.1073741836.304438292927159&type=3> (2014年7月2日参照)。
- (28) 日本学生支援機構『平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果』(前掲書)。
- (29) 岡井宏文「滞日ムスリムによる宗教的基盤の獲得と変容—モスク設立活動を中心に—」(『人間科学研究』第22巻第1号, 早稲田大学人間科学学術院, 2009年), 23—24ページ。
- (30) イスラーム社会では, 広場や道路に礼拝用のカーペットを敷き詰めて, 集団礼拝が行われることもある。
- (31) イスラーム暦の第9月で, 日の出から日没まで飲食などを断つ行を1か月間行う。
- (32) 首都圏のムスリム149人に尋ねたところ, モスクでの礼拝に参加しているという回答は8割以上である。早稲田大学人間科学学術院アジア社会論研究室『在日ムスリム調査—関東大都市圏調査第一次報告書—』2006年, 49ページ。
- (33) 調査への回答によれば, モスクへの期待として, 子供や大人のためのイスラーム教育の場をあげるムスリムが4分の3と最も多い。店田廣文・岡井宏文編『滞日ムスリムの子ども教育に関する調査報告書』(早稲田大学人間科学学術院アジア社会論研究室, 2010年), 51ページ。
- (34) 『在日ムスリム調査』(前掲書), 41—42ページ。
- (35) 店田廣文・岡井宏文編『日本のモスク調査1』(早稲田大学人間科学学術院アジア社会論研究室, 2008年)。
- (36) 東京都内に, インドネシア国籍の子供たちを対象とし, 本国と同様の教育システムをもち, 日本の大学受験資格も認められている東京インドネシア共和国学校がある。朴三石『外国人学校—インターナショナル・スクールから民族学校まで—』(中公新書, 2008年)。地方では, インドネシア人組織によるイスラーム教育が行われている。服部美奈「在日インドネシア人ムスリム児童の宗教的価値形成—名古屋市における自助教育活動の事例から—」(『異文化コミュニケーション研究』第19号, 神田外語大学, 2007年)。また杉本均「滞日ムスリムの教育問題—日本におけるもうひとつの異文化—」(江原武一編著『多文化教育の国際比較—エスニシティへの教育の対応—』玉川大学出版部, 2000年)も参照。
- (37) 岡井宏文「イスラーム・ネットワークの誕生—モスクの設立とイスラーム活動—」(樋口直人ほか『国境を越える—滞日ムスリム移民の社会学—』青弓社, 2007年), 193—194ページ。
- (38) この他, 大塚モスクが幼稚園, 春日井モスクは保育園(2013年開設)を運営している。
- (39) 「新兄弟姉妹サポートプロジェクト」<https://sites.google.com/site/loveallahskip/> (2014年8月14日参照)。
- (40) 清水霊園イスラーム墓地, <http://www.islam.co.jp/> (2014年8月23日参照)。
- (41) 以前, 大塚モスクが群馬県足利市にイスラーム霊園の建設を試みたが, 地域住民の反対にあって, 建設計画は中断を余儀なくされ, その後, 同地の建設計画は中止となった。「イスラム教徒 永眠の地は」(『朝日新聞』朝刊, 2010年10月19日記事), 「イスラム的アジアに行く」(『朝日新聞グローブ』第140号, 2014年8月3日)。

- (42) MGJ (ムスリム墓地), <http://www.mgij.org/> (2014年8月26日参照)。
- (43) Project of Osaka Muslim Graveyard,
<https://www.facebook.com/559928567374192/photos/pcb.828051583895221/828040550562991/?type=1&theater> (2014年8月14日参照)。
- (44) 日本における動向については、店田廣文『日本のモスク—滞日ムスリムの社会的活動—』(前掲書)の「経済的課題とワクフによるモスク支援」に関する節を参照。
- (45) モスク等の法人化の現状を確認するため、法人登記関係の公開資料を参照した。同資料にはモスク関連の「個人情報」も多数含まれているため、ここでは資料の詳細などは一切明記しないこととした。
- (46) 日本イスラーム文化センターは、鳥取モスクについて報告している。「(2014年)2月28日、日本イスラーム文化センターは、鳥取マシド建設のための土地と建物を購入しました。寄付金として余った5,441,117円は、建物のリフォームに活用していきたいと思います」(@otsukamasjid, 2014年3月11日ツイート, 同月14日参照)。
- (47) シア派のモスクについては調査を行っていないため、本稿では紹介していない。インターネット上を検索すると、埼玉県三郷市と茨城県常総市にそれぞれモスクが存在するようである。<http://www.azadarijapan.com/> (2014年8月23日参照)。「イスラーム系の新宗教」とも評されるアフマディーヤ教団の信者なども滞日している。<http://www.ahmadiyya.jp/> (2014年8月23日参照)。
- (48) 岡井宏文「イスラーム・ネットワークの誕生」(前掲論文), 196—202ページ。
- (49) 1960年設立。現在, 33団体が加入している。<http://www.msaj.info> (2014年7月8日参照)。
- (50) 2010年3月開催の第2回全国モスク代表者会議でモスク・ネットワークに関する議論が行われた。滞日ムスリムの語法に従えば, 正確には「マシド・ネットワーク」である。店田廣文・岡井宏文編『全国モスク代表者会議2』(早稲田大学人間科学学術院アジア社会論研究室, 2011年), 63—83ページ。
- (51) 店田廣文・岡井宏文編『外国人に関する意識調査・岐阜市報告書』(早稲田大学人間科学学術院アジア社会論研究室, 2011年), 店田廣文・石川基樹・岡井宏文編『外国人に関する意識調査・射水市報告書』(同上, 2012年), 同上編『外国人住民との共生に関する意識調査・福岡市報告書』(同上, 2013年)。
- (52) 「イスラムのホームページ」
http://www2.dokidoki.ne.jp/islam/benri/m_okayama.htm (2014年5月11日参照)。
 岡山モスクに関する以下の記述も, このウェブサイトからの情報である。マシドをモスクとするなど, 一部表現を変更している。
- (53) 2014年6月の新聞報道によると, 富山県に2番目のモスクが開設された。もともと富山大学五福キャンパス近くにムサッラー(一時的礼拝所)があり, 留学生を中心とした宗教活動が行われていたが, 富山モスクのメンバーによる支援も受けながら2012年にモスク開設が計画された。
 「五幅ムソッラー」<http://islamcenter.or.jp/life-in-japan/masjid-in-japan/hokuriku/> (2014年5月11日参照), 「モスク建設計画浮上 富山・五福 住民1日反対集会」(『北日本新聞』(北日本新聞社Webun) 2012年11月29日記事)。しかし住民による「反対署名」を受けて, 建設を中止していたという。その後の詳細な経緯は不明だが, 警察や行政側と相談を重ね, 2014年6月に「留学生と地域住民が交流する『富山ムスリムセンター』」という名称でモスクが開設された。記者の取材によれば, 地元町会の男性は「今月(6月)中旬に聞いた。寝耳に水」と話しており, 地元町会との事前協議が行われていたのかは不明であるが, その後町内会側の代表者を招いて, 話し合いがおこなわれている。「イスラム教知って 富大留学生 あす交流施設開設」(『北陸中日新聞』(CHUNICHI Web) 2014年6月27日記事)。「イスラム学生による交流施設富山に 住民訪れ意見交換」(『中日新聞』(CHUNICHI Web) 2014年7月1日記事)。

- (54) 以下のハディースには、「隣人への思いやり」という項がある。『ハディース—イスラーム伝承集成—』（牧野信也訳，中公文庫，第5巻，2001年），312—313ページ。
- (55) 前掲の「全国モスクリスト」にウェブサイトをもつモスクを明記した。また前出の「イスラームのホームページ」及び「日本国内モスク・イスラーム関連施設一覧」（吉原和男編者代表，蘭信三ほか編『人の移動事典』丸善出版，2013年），465—467ページには，URL情報があるが，サイトが移転している場合もあるようだ。
- (56) 金沢モスクでは，地元町会と覚え書き（Agreement with Neighbors）を交わしている。詳細は，下記ページ参照。
<http://ims-japan.webs.com/kanazawamasjid.htm#920677691>（2014年8月21日参照）。
- (57) モスクによる日常的な地域社会との関係構築の自発的努力に加えて，偶発的出来事がきっかけとなって両者の関係構築が進んだ事例として，東日本大震災直後の被災者支援活動がある。子島進『ムスリムNGO—信仰と社会奉仕活動—』（山川出版社，2014年）に詳細な報告がある。2012年開催の第4回全国マシド（モスク）代表者会議では，支援活動の実際と課題を議論した。小島宏・店田廣文編『第4回全国マシド（モスク）代表者会議「東日本大震災と被災者支援活動」2012年2月12日』（早稲田大学アジア・ムスリム研究所），2013年。
- (58) 三木英「移民たちにとって宗教とは」（三木英・櫻井義秀編著『日本に生きる移民たちの宗教生活—ニューカマーのもたらす宗教多元化—』ミネルヴァ書房，2012年），22 ページ。

昭和20年代前後の教派神道と宗務行政

司会

國學院大學神道文化学部長

石井 研士

出席者

神道修成派管長

新田 邦夫

禊教教主

坂田 安儀

日時 平成26年10月30日(木)

13時00分～15時00分

会場 國學院大學神道文化学部長室

東京都渋谷区東4丁目10番28号

國學院大學 若木タワー17階

はじめに

【石 井】 本日は、御出席くださりありがとうございました。お願いした内容は「昭和20年代前後の教派神道と宗務行政」ですが、なかなかその頃の状況で分からないこともございますので、ざっくばらんにいろいろ御存じのことをお話しただければという企画でございます。

本日、御出席の神道修成派の新田邦夫管長は、昭和5年(1930)のお生まれ、禊教の坂田安儀教主は、昭和9年(1934)のお生まれです。少年時代に戦争を経験され、終戦後のGHQによる宗教制度改革について、父親でいらっしゃる先代からお話を伺っているかと思えます。

インタビューの表題にありますように、実は昭和20年代の教派神道の動きというのがよく分かっていないのです。と申しますのは、『宗務時報』でも、戦後ある一時期を経てから戦後の宗教界を回想するという企画がございまして、神道、仏教、キリスト教、諸教の順番で、ある特定の先生に回顧も含めて書いていただいたことがあるのです。ところが、神社神道で書いていただいたのは安津素彦(1912～1985)先生で、戦後の神社界、神社本庁の設立が中心になっていて、残念ながら教派神道に関しては言及がないのです。

【坂 田】 御自身では、神道大教の教会をお持ちですけど。

【石 井】 はい。ただ、お立場としては、きっと神社本庁設立をめぐる戦後の神社界の大きな混乱と設立に向けた新しい活動を中心に書こうと思われたようです。その他です



坂田安儀氏

と、『日本宗教連盟小史 創立二十周年記念』(財団法人日本宗教連盟, 昭和41年)と『日本宗教連盟 五十年のあゆみ』(同, 平成8年)の中に, 教派神道連合会の戦後の活動に関する言及があるのですが, 記述がわずかなのです。

『日本宗教連盟小史』の中には, 戦後の活動として次のように記されています。「昭和二十年(一九四五年)終戦と共に迎えた新たな時局に, 本連合会

は意を新たにし, 「各教派の親密なる提携により, 神道教化の活発な展開を図り, 道義に基く文化日本の建設に寄与して, 世界平和の確立に貢献すること」を目的として, 毎月十一日に会合し, 教派神道という共通の基盤に立って, 人心の復興, 開発につとめ, 又他の連合会と協力して現在の日本宗教連盟の結成に進んで参画して, 宗教協力による人類平和の実現に努力しつつ今日に至っている」(92ページ)とあります。

教派神道全体が, 戦後の大きな法制度の変換とか社会の雰囲気の中でどういう影響を受けたのか, どういう活動をしたのかというのが余りよく分からないのです。

戦時下の思い出

【石 井】 先生方の御誕生の年等を勘案いたしますと, 新田先生は終戦の年, 15歳でいらして, 坂田先生は11歳でいらっしゃいますね。

【坂 田】 はい, 小学校6年生でした。

【石 井】 その頃, 覚えていらっしゃるかもしれませんが, 少しお話しいただけないかなと思っております。やはり戦後, 大きな法制度上の変化があり, 社会全体が大きく変わったわけですが, 教派神道も混乱したという感じはあったのですか。それほどではなかったのでしょうか。

【新 田】 よそのことは分からないけど, 神道修成派は, 元来, 小さい教団であったせいもあるのでしょうけど, それは経済的には大変でした。戦前は割と恵まれた方だったと思うのですが, 戦後は厳しくなったと生活実感としてひしひしと感じました。終戦直後のインフレーションが, うちのような宗教団体にとって, 結局, 入ってくるお金は古い基準で入ってきますから, インフレになると, 紙幣が紙くず同然の額になってしまうわけです。要するにインフレですか, 物価が上がると, 収入と支出のギャップというのは相当大きかったと思うのですね。

それから, 何と云って公認教だったという, 安穏な地位から一気に自由競争の世界に入ったわけですから, 新宗教はぐんぐん伸びていくのに, うちには伸びないというか,

むしろどんどん減っていきました。そこら辺の教団内部のことについては、私はまだ 15, 16 歳ですから感じなかったけれど、それが要するに今言ったように生活実感としては、そういう厳しさというのは、今でも覚えています。坂田先生のところはそうではなかったかもしれないけど。

【坂 田】 いえいえ、もう私どもも、そうでした。

【新 田】 うちの場合とは言う、

戦災に遭わなかったという点では恵まれていたけれど、うちの父(新田邦達^{くにみち}, 1903~1972)は、生まれたときから公認教という温室の中に育ってきた上、宗教家としては当然のことながら経済観念がなかったので、戦後の激動期を乗り切るのは容易でなく、いわゆる「竹の子生活」で、戦後の厳しさは今でも痛切に覚えています。

【坂 田】 私のところでは、下谷西町(現在の東京都台東区東上野)でしたから、空襲に遭いました。その時期の印象は、何と云っても、空襲であらゆる施設が灰燼^{かいじん}に帰したという、父の代の人たちから嘆きがありました。それから戦後の昭和 20 年代, 30 年代といえはひたすら復興ということを感じていました。

それから、戦前という、おっしゃったとおり、国とのつながりが極めて強いことを子供心にも体験しました。ですから、正月という、神道修成派もそうだったと思いますが、父親(坂田實, 1893~1956)が正装して装束を着て、皇居に行っていた印象を持っています。

【石 井】 勅任官待遇だったからですね⁽¹⁾。

【坂 田】 ですから、定められた色は黒の装束で、自動車に乗って出ていくのです。「どこに行くの」と母親に聞くと、「天皇陛下のところへ、お父さんはお正月の御挨拶に行くのよ」と言われたことを子供心に覚えています。そして当然、お供が助手席に座るのです。帰ってきてからの話だと、そのお供は車から降ろされなかった。資格のない者は皇居の土を踏んではいかんということが、子供心にも印象に残っています。ずっと助手席に座って、運転手と一緒に待っているということで、皇居の土を踏むことを許されなかったのです。そういう立場で、宮中の天皇陛下に新年の御挨拶に行くということですね。みんなきっと教派神道の定めで行かれたのだと思いますが、そういうところに非常に国とのつながりを、今、思い起こします

それと何と云っても、空襲で爆撃を受けてあらゆるものが燃えていき、それを母親の手にしがみ付きながら防空壕^{ぼうくわう}から見ていた。そして、まず神殿ですね、父親を先頭に、敵の焼夷弾^{しょういだん}の爆撃から守るといったって、どうやって天から落っこちてくるものをとい



新田邦夫氏

う思いがしますけれども。とにかくそういう中で、戦争をじかにという感じが、非常に印象に残ります。

正月に、三が日という意識の範囲でしょうか。そういうことに併せて、父親から「跡をおまえは継ぐのだぞ」という世襲の意識を仕込まれると言ってもいいですかね。そういう中で印象的なのは国の祝い事がありました。例えば皇太子殿下、今の天皇陛下の御誕生とか、宗教団体法による設立認可のときに、天皇陛下から菊の御紋のお杯が下賜されました。正月に、父親は、菊の御紋が入った金杯と木杯を恭しく、その場に置いて、一つ一つ言われを説明していました。その杯で、御屠蘇^{おとすそ}という御神酒を頂戴しましたが、その味がいまだに忘れられないです。全教団が下賜されていたはずなのです。天皇陛下からの御下賜の金杯と言ったら、恐らくみんな身震いするような時代でしたでしょうから、それを巧みに父親は使っていたようです。

【新 田】 あと、うちの父は、今から考えれば、大正デモクラシーないしリベリズムや都市の小ブルジョア的生活に染まっていた傾向があったので、お正月にしろ、金杯の扱いにしろ、余り厳肅さがなく、お正月も宗教的行事はなく、むしろ正月2日という、私を連れて熱海に行っていたわけです。母親はまだその頃、うちに子供がいっぱいいましたから、私たち2人だけです。あの頃は東京駅に、1, 2 等待合室と3 等待合室というのがあり、その1, 2 等待合室で父と落ち合って、それから汽車に乗って、恐らく昭和17, 18 年くらいまでは熱海に行っていました。だから恐らく小学校の2 年か3 年あたりから小学校の間は、2 日に東京駅で宮城^{みやぎ}へ行って記帳した父と会ったのです。うちの父は、熱海に行くのですから、モーニングコートなんか着ていませんよ、普通の背広を着ていましたし、うちを出るときに装束で自動車に乗っていなかったようです。

小学校は学習院に行っていましたので、昭和の16, 17 年頃までは、新年、紀元節、天長節、明治節の四大節には、虎屋謹製の校章入りのようかんと、大きな生菓子が二つ入った15センチメートル四方くらいの菓子折りが出たのですよ。それで私は菓子折りだけを持って、東京駅で父親と会って熱海へ行ったという記憶は割と鮮明です。それゆえ、そんな装束に威儀を正してなんていう正月のイメージは全くないのです。

【石 井】 御所からお下がりになるときは、何か頂きものがございましたか。

【坂 田】 子供ですから、そんなにつぶさには分かりませんが、何かは頂いて帰ってきたのですよね。

【新 田】 あともう一つ、管長は勅任官待遇であったので、昭和15年(1940)の紀元2600年の式典に招かれて、何か記念品を頂きました。

【坂 田】 2600年の木杯がありますね。朱色で金字でした。それから、今上天皇の御生誕のときも記念品を頂きました。

【新 田】 だから、2600年は何かの記念品を頂いたというのを覚えていますから、やはりそういうときには勅任官待遇として式典に行きました。2600年のときは、皇居前広場に式典祭場が作られたのですが、要するに相当なランクの人が行ったのですね。その

ときのことで覚えているのは、席が狭かったそうです。偉い人はもっとゆったりしていたのでしょけれど、うちの父は、馬鹿正直な人間だったので、席が小さかったというのを、「猿の腰掛のようだ」とこぼしていました。ただ、勅任官待遇というのは何かに付けて誇りというか、喜びだったとは思いますが。

それから、跡継ぎということは、私もやはり小さいときから言われて、「おまえは四代目だ」と。また、信者も私のことを「四代様、四代様」と言っているわけですよ。だから、私はもう、四代様というのは偉いものかなと思っていました。

ところが、学習院の場合には、もう四代様どころではないのです。「何だおまえ、たった四代か」と笑われて、そういう恥をかけたこともありますけれど、四代様、後継者として大事に（甘やかされて）育てられたということは事実です。

【坂 田】 振り返ってとても感じますね。

【石 井】 坂田先生、その当時の正装の写真というのは残ってらっしゃるのですか。

【坂 田】 私どもは同じ場所で 2 回火災に遭っています。関東大震災と東京大空襲です。全部焼けてしまっています。

【新 田】 井上神社だけが残って、これが戦後の建物だったのですか。木造のがあったのではないですか。

【坂 田】 何しろ神社の本殿、拝殿以外は全部戦後の建築ですね。本殿と拝殿だけが不思議に残りましてね。不思議にというのは、当然、御神意の働きということでしょう。

その戦災では、2 発の焼夷弾が高床式の拝殿の屋根、天井、床を突き抜いて床下の地に突き刺さって猛烈な火を噴きました。近くにいた者がとっさに傍らの雪の塊を投げつけると消えてしまいました。しかし最終的に他の全建物が延焼して本殿拝殿と軒を接する神楽殿、控殿などが燃え上がり、本殿も黒煙と炎に包まれて見えなくなりました。

しかしその炎が消え、煙が引くと、その中から本殿、拝殿の無事な姿が現れました。両親を始めそこにいた者たちが土下座をして拝し、感動に眩くらいていた様子が今もよみがえってきます。

その後、昭和 31 年、21 歳のとき、父の急逝に伴い五代管長を嗣いで、信仰の体験素養の浅い私が布教の現場に立って「なべての人、心直く正しきその身には、鬼神もこれを傾けず、水火もおかしえず云々」との教祖の言葉と重ねて、信仰の場には奇跡は起こるのだという信仰の本源を示す糧となっています。具体的な歴史資料は焼失しましたが、信仰の生きた資料を継承しています。

【新 田】 うちの本郷祠は、本郷の西片町でしょう。東大から少し行って、中山道に入ったところですよ。関東大震災と戦災にも焼け残って、そういう点では全く御神威あらたかだったわけですけどね。

【坂 田】 こちらは全くあらたかじゃなくて、関東大震災では、全部、神殿も一切焼けてしまったと聞きました。それから、戦災は御丁寧と同じところで 2 度ということです。申しました奇跡のほか、物的記録がなく、私は跡を継いで不便いたしました。

【新 田】 うちの場合はそういう御神威あらたかな本郷の本部を売って静岡の磐田へ遷座したから、これはもう大打撃で、信徒さんは不満でした。御教祖以来、皆で築き上げ震災にも戦災にもまるっきり無傷のものをうちの父が売ってしまったわけでしょう。

【石 井】 先代は、研究者でもいらっしゃいましたね。

【新 田】 うちの父は、日本大学の出身で、法文学部法学科を出たわけです。その後、日大で宗教行政法というのを、非常勤講師で担当したようですね。だけど聞くとところによると、その前に菊池豊三郎（1892～1971）^②さんが、日大で持たれていた講座のようです。菊池さんが、講座を父に譲り、ついでに宗教行政関係の資料ももらったと聞いています。それを基に父が『宗教行政法要論』（敬文堂書店、昭和 8 年）という一冊の本をまとめたのでしょう。実務的かもしれませんが、余り学問的レベルの高いものではないと思うのですが、そういう本を得意になってみんなに配っていましたよ。だから、そういうところでも菊池さんには大分恩義があるのでしょうか。

終戦後の宗教制度改革とGHQ

【石 井】 そういう管長の勅任官待遇の時代があったのですが、戦後は宗教制度が大きく変わって、宗教団体が求められたのは近代化、民主化だというように言われています。昭和 20 年代の混乱した、社会生活的に不自由な時代で、神社に対する批判の目も向けられたし、ある一時期はキリスト教に関する関心も高まった時代です。宗教団体が活動する場合には何か変更を迫られたとか、民主化をしなくてはとか、組織を変えなくてはいけないのかなどということをお感じになりましたか。

【坂 田】 私の育ってきた体験の中では、全くありませんでした。戦前と戦後で、一貫した活動でした。ただ一貫し過ぎて、戦後は余り発展もできずにいたのかもしれないけども。

【石 井】 変えたから発展したかどうかは、いろいろと判断が難しいのだろうとは思いますが。

【新 田】 神道修成派は、少なくとも教理においては、個人の救済よりも天皇、国家、民族中心で、国家主義的、忠君愛国的であり、儒教的な色彩の強い宗教団体でしたから、戦後民主主義や個人主義の傾向や風潮になかなか同調できなかつたと思います。例えば、神道修成派での有力な教師として、大東塾の影山庄平（1886～1945）がいたり、十三教派の中では最も右寄りの教団だつたと思うのです。例えば教祖（新田邦光^{じゅうたけくにてる}、1829～1902）の「神道修成派十箇条心得」の中に「四、日本魂ヲ振起シ皇恩ヲ心得忠義ノ志アル事」という一文がありましたが、それを削除しました。

ともあれ、戦前は完全な信教の自由の時代ではなかつたにせよ、その反面、勅任官待遇で、公認教であつたので、父は、その時代を懐かしみ、最後まで公認教制度がいいのだという考え方を持っていました。恐らく、公認教だつた教団はそう思うのではないですか。

【坂 田】 当然でしょうね。もう私の父親の雰囲気からも同じことを子供心に感じました。そして、その時代で印象に残っているのは、父親に対する思い出で、ある日の朝に、家族やうちの書生に対して、「今日はGHQに呼ばれている。ことによると帰ってこれないかもしれない」のだと。それは、冗談半分かもしれないけれども、振り返るとそういう時代だったのだという印象があります。



石井研士氏

【石 井】 当然ですが、帰っていらっしゃいましたよね。

【坂 田】 帰ってきて、楽しそうに話して、報告を聞きました。その内容で、今でも覚えているのは、「戦前は何と祈っていたか。戦後はそれを変えたか。どういう祈りをするか」と、それを中心に聞かれた。「日本が勝ち、アメリカが負けろと祈ってたか」と聞かれて、父親は、「当たり前だと言ってきた」と。

【新 田】 それは、要するに昭和 21 年 4 月 19 日のGHQ民間情報教育部から各教派の責任者に対す出頭命令の件ですね。父にとって、相当に不安であったらしいです。

【坂 田】 皆な一斉に呼ばれたのです。GHQ宗教課長のバンス（William Kenneth Bunce, 1907-2008）という名前も覚えています。父は、「少佐なんだ。大したことはない」なんて、盛んに言っていました。代々の江戸っ子ですから、内側ではそういった口調の暮らしでしたから。

そして、朝夕の神拝式の祝詞は、明治から今でも全く変わらないのは、当たり前だと言っていました。そのことを厳と主張してきました。皇室の安泰は日本の安泰だと、それは今も変わらない。「天下泰平（あめのしたたいらかに） 宝祚悠久（あまつひつぎうごきなく） 万民安穩（おおみたからやすらげく） 五穀豊穰（いつつのたなつものよくみのり） 云々」と、戦中も、今も変わらず祈っています。「負けた、勝ったで変わるものではない」と言って威張っていました。

【新 田】 うちの父は、この 4 月 19 日の件は、具体的な話は全然しませんでした。ただ、やはり感じとしては、行く前は、不安だったと思いますし、面談の直前に岸本英夫（1903～1964）先生から「あなたの教団は注意しないといけませんよ」と言われたようです。ところが、会ったらバンスは、大変紳士的だったそうです。日本の少佐だったら、軍刀を差して威張って、「おい、おまえ」などと言っていたのでしょうか。そうではなくて、大変に紳士的で、洗練された人物だったようです。バンスは、民間の人でしょう。だから、純粋に軍人じゃなかったと思いますよ。私は、父から、最初、びくびくして行ったのが、そうでなかったという印象を非常に強く持ったなという感じは受けました。

日本人のアメリカ人観も、「鬼畜米英」から一転して「アメリカひいき」になるわけですが、当然かもしれません。ただし、私個人は、アメリカ人個人のすばらしさは認めても、国家対国家の関係では、東京裁判を始め、日本弱体化・従属化政策、アメリカ帝国主義の偽善性には批判的にならざるを得ません。

【坂 田】 たまたまGHQで佐官の立場も与えられて、そこに勤めたのでしょうか。それ以後、アメリカの将校がジープ型の車に乗って遊びに来るようになったのですよね。缶詰なんかをおみやげにして。

まだ全ての施設が焼けたままで、残った本殿と拝殿を主にして活動というか、暮らしておりました。何しろ一面の焼け野原で、高床式でしょう。そういう風情も珍しかったのでしょうかね。東京の上野もとにかく平地でした。何しろ、私のところの拝殿から、電車が御茶の水駅から出て秋葉原駅へ行き、両国駅へ行くまで見えたわけですから。

【石 井】 それはお祭りとかじゃなくて、ふだん普通に來ていたのですね。

【坂 田】 普通です。日常的なことです。ジープに乗って、後ろにおみやげを積んでいました。そして、父も、好きでしたから、持ってきたビールを飲み、「バイバイ、カムアゲイン」なんて言っていたのが印象に残っています。

【石 井】 岸本英夫先生に関して、何か思い出というのはございますか。宗教学と戦後の宗教の在り方を考えますと、どうしても岸本英夫を語らなければなりません。

【新 田】 岸本先生については、それまでに先生が「行」の研究をされたときに、うちの長野県戸隠の教会が、ちょっとしたお手伝いを、こちらを通してしたということで、岸本先生と、うちの父の交流があったと聞いています。ともかく、当時において、岸本先生は活躍されたわけで、特にGHQ関係では、神道修成派の恩人の一人でしょう。

【坂 田】 直接、宗教界での御活躍は、うわさというか話に聞いて、GHQとの折衝や何かも、ほとんどすぐれた語学力をも加えてなさったのでしょうか。岸本先生が、宗教界とのつながりを持っていました。それで、私の父親が、「息子が東北大学へ行く」といったところ、「俺の同級生がいるから」と、後に東北大学総長にもなられた、宗教学の石津照璽（1903～1972）教授を紹介していただきました。直接お世話になったのはそのぐらいです。

文部省大臣官房宗務課

【石 井】 昭和20年に宗教法人令、昭和26年に宗教法人法が公布施行されるのですが、何かその当時に関して、具体的な思い出はありますか。当時の宗務課長であった吉田孝一⁽³⁾や篠原義雄⁽⁴⁾というお名前は覚えていらっしゃるでしょうか。

【坂 田】 名前は覚えています。篠原義雄課長さんのときは、父親の教育の一つだったのでしょか、高校時代には父親が宗務課へ行くときに、お供をさせられました。「おまえ、一緒においで」と。

【新 田】 私もそうでした。

【坂 田】 井上恵行（1897～1971）さん、梅田義彦（1906～1980）さんは、非常に印象深く覚えています。いつ宗務課へ行っても、常に勉強しているのです。そしたらとうとう博士号を取ったという話を聞いて、その印象は今でも消えていません。当時の宗務課には、大学の研究室的な雰囲気がありましたね。

【石 井】 その頃、宗務行政の担当者との関わりとか思い出について、何かおありになりますか。私は個人的に吉田孝一さんという、宗教法人令に深く関わった方が大変気になっております。戦後、日本宗教連盟ができた後、安藤正純^⑤さんと吉田孝一さんが日宗連の方へ移られます。その後、公職追放が解けて文部省へ戻っています。安藤さんはその後、文部大臣にまでなられますけれども、その関わりが非常に不思議に思えます。

【新 田】 吉田孝一さんの名前は、御存じですか。

【坂 田】 子供心にといいながら、名前はよく印象に残っています。それから、安藤正純さんも。

【新 田】 吉田孝一さんは、特に印象に残っています、要するに戦争中に、軍需省から徴用命令がうちの父に来たわけですよ。そのときに吉田孝一さんが宗務課長で、それこそ勅任官待遇に、徴用命令とは何だっただけのことだったのでしょう。これは正確ではないけれど、多分、軍需省だと思うのです。掛け合って、徴用解除にしてもらったということです。

吉田孝一さんには、それ以前からもつながりはあったと思うのだけれども、大変お世話になったわけですよ。だから、戦後に公職追放（パージ）になってからも、吉田さんと何かと付き合いをして、それから、かつてその上司であった菊池豊三郎さんとも一緒に、家へ御招待していました。そのときは、公職追放になって日宗連におられたと思うのです。

【石 井】 吉田孝一さんは宗務行政だけじゃなくて、戦時中の文部行政で随分活躍をされた人であったと、記録が残っているのです。安藤正純さんの下で働いていた人なので、もし何もなければ、かなり活躍された方かもしれないです。

【新 田】 これはうちの父が言っていたのですが、吉田さんのパージが解けて文部省調査局長になった後、安藤さんの選挙運動を一生懸命やって、その疲労も重なって、役所から大久保の家に帰ってきて、玄関を入った途端に倒れられたそうです。安藤さんの選挙運動の応援で、働き過ぎて命を縮めたとは私は受け取りました。現職で調査局長になったばかりで忙しいときでした。あの頃選挙運動は、何かと気を遣ったのではないですか。

だから、うちの父は跡取り教育もあってか、そのお通夜に、「おまえ、行け」と言ったと思うのです。それで、吉田さんのお通夜に行ったら安藤さんがいて、殉職扱いにしたいと言ったのか、要するに、そのとき初めて、殉職扱いと普通の死では、やはり違うのでしょうか、そういうことを安藤さんが言っているのを、私はそばにいて聞いたというのが、吉田孝一さんの記憶ですね。これも全部うわさの積み重ねですから、どこまで本当

だか分かりませんがね。

【石 井】 そうだったのですか。

【新 田】 山梨大学に教官として赴任しましたら、東大の国史を出た磯貝正義（1912～2008）さんが、教授をやっていました。磯貝さんは、戦争中の文部省教学局宗教課に、宗務官補として何年かいたらしいのです。そのときの課長が吉田孝一さんだったのです。だから、磯貝さんは、私に、「自分は戦争中、おたくのお父さんが来たのを見ていますよ」と言っていました。磯貝さんは、岐阜県中津川近くの土岐郡時村（現、瑞浪市）の人で、大垣中学校を出たのです。吉田孝一さんも大垣中の出身らしく、先輩後輩の間柄で、どうもその辺で吉田さんが宗務課に引っ張ってくれたのではないかなと想像するのです。そんなことで、吉田さんはいろんなところで、記憶に残っています。

【石 井】 宗教法人が施行されたときの篠原義雄さんは、何か記憶ございますか。

【新 田】 あの頃もやはり、教派連の新年会があったのですが、料理屋は、まだほとんどありませんでしたから、神習教の芳村忠明（1897～1985）さんが、わざわざ別荘から魚を取り寄せて、教派連の宴会をしてくださいました。そのときに篠原課長さんや何人かの宗務課の方が招かれて、そこで懇親会を行ったのですね。

私は、たまたまそのとき篠原さんのお隣で、なかなかお世辞がうまいと言ったら悪いのだけど、なかなか社交性のある方だし、芸も割と達者で、歌か何か、なかなか面白い方だなど思っていたら、間もなく贈収賄事件で責任を取らされて、宗務課長を辞められたそうです。それが篠原さんの記憶です。

梅田義彦さんのお住まいが、私の最寄り駅と同じである西荻窪駅だったのです。それで、駅のプラットフォームで電車を待つ間も本を読んでいたし、割と出勤時間が遅かったから、あの頃は文部省もゆっくり来ても文句言われなかった時代だったようで、月給は安かった代わりに、割と自由に勤められたのではないですか。あれだけの業績を上げられたのだから、大したものですよ。

【石 井】 本当ですね。梅田義彦さんの業績は、現在でも参照されています。

【坂 田】 もう少し実務的な場面ですと、宗教法人が施行されて、そして、みんな教団規則をそれに合わせて作り直すという。それで、私どもが、当然、父の時代で、戦災に遭い施設を失い、そういうことにたけた人材も不如意ということで、梅田義彦さんが毎週のように家へ来てくれていたことを覚えていますよ。一昔前のことですから気楽に話せますが、親しく父と夕飯を食べながらね。その前に午後3時頃、全部、規則を父親と話ながら作ってくれていたようですね。

神宮皇學館本科の御出身であったようで、神道に造詣も深くいらしたでしょう。特に、私どもは、父親の時代に、そういう状態で不便をしていたのです。きっと、梅田さんがそのことを感じてそうしてくれたのでしょうね。そして、毎晩じゃないけど、毎週って感じで、必ずいましたね。ですから、「おまえも来い」と言って夕飯なんか一緒に食べて、楽しく過ごして。そして、現行の規則はほとんど梅田さんがそういう形で作り上



座談会の模様

げてくれたと思うと、いい時代というのでしょうか、今日のようなぎくしゃくした法を気にする姿ではなくて。

【石 井】 なるほどね。

【坂 田】 私が東北大学へ進学したときにも、梅田義彦さんがそういう縁の中で、「坊ちゃん」という呼び方をしてくれて、「私の後輩が、石津照璽教授のもと、東北大学の宗教学研究室で助手

をしている。紹介するから、そいつを頼りになさい」とかね。それが神宮皇學館大学出身で、東北大学にも学んだ岡田重精（1920～2013）さんという助手なのです。随分、学生のとにかわいがってもらいました。宗務課のつながりから、そういう個人的な恩恵を頂戴したのですね。

【新 田】 だから、家族ぐるみの付き合いみたいなものだったのですね、宗務課には親代わりになっていただいた面もあるだろうしね。そういう点で打ち解けていました。

【坂 田】 自由に楽しく、気遣いなく交流をしていたということ、振り返って感じます。やはりあれはいい時代なのでしょう。

【石 井】 坂田先生は昭和 31 年に四代管長様が亡くなられて、翌年、五代管長に就任されるのですが、昭和 31、32 年というのは、宗教界でも随分問題があった年だと言われています。例の読売事件という大きな問題があって、翌 32 年、宗教法人法を改正する必要があるのではないかと宗教専門紙で随分話題になっています。あの頃の記録を読むと、宗教団体は、昭和 31、32 年の宗教法人法の改正に異常なぐらい関心を示したと書かれているのですね。

当時の状況はなかなか分からないですけれども、教派連に関わられるようになられて、そういう感じはございましたか。

【坂 田】 私は、そういう面の関心がありませんでしたので、宗教法人法の改正について、残念ながら余り印象がありません。

【石 井】 当時は、国会でも取り上げられまして、信仰治療はいけないから制約を設けようとか、その段階で伊勢神宮や靖國神社をどう位置づけるかという問題まで議論されました。

【新 田】 神社側的なものと、新宗教とかキリスト教との間の対立が出たということですか。

【石 井】 対立といますか、新宗教の教団が、社会的な問題を引き起こしたと報道されたというのがまず問題で、その結果、当時の文部大臣が、宗教法人審議会に宗教法人法の状況に関する諮問をして、改正の必要があるかどうかを問いました。その中で、伊勢神宮や靖國神社の問題が取り上げられたという経緯です。

宗教界との関わり

【坂 田】 私が初めて日本宗教連盟へ顔を出させられたというのが、昭和 37 年でしょうか。

【新 田】 その頃の日宗連の雰囲気というのはどんなものだったのですか。当時の神道修成派は、父の方針で、教派連から脱退していたので、日宗連とは関わりがありませんでした。

【坂 田】 日宗連に出ていったら、宗教法人法の改正ですかね、それにちなんで、靖國神社の国家護持と政教分離、信教の自由との在り方とかを問題にして、随分、キリスト教と神社の代表とが議論をしていて、そういうところへ私が推されて、顔を出したという印象がありますね。そして、靖國神社を国家護持にするなら、靖國神社の神職は神道の形式を捨てて、モーニングで英霊に奉仕せよというようなことをキリスト教や仏教が主張して、神社の代表がそれは日本の伝統文化の否定だと反論して、かなり厳しく論じ合っていました。そして、その神社の論にキリスト教が引っ掛かって、とげとげしい雰囲気ではないけれども、なかなかやり合っていたという感じでしたね。私は出て行って、「えらいところに出させられたな」という印象を強く持ったことを、今思い返しますね。

【石 井】 そうですか。

【坂 田】 そのときの新宗連の理事長は、パーフェクトリバティー教団教祖の御木徳近（1900～1983）さんでした。親子ほど年齢が違うので、「坂田さん、帰りは車に乗っていきなさいよ」なんて随分、送ってもらったりして。東海道新幹線ができる前だから、それで大阪からその車で延々と出てきて、また帰っていくというね。そういう時代ですね。これが「人生は芸術である」と言っている方だと思いました。その著書が、宗教界はもとより世の話題になっていました。

【石 井】 写真を拝見すると、風格があるのですよね。

【坂 田】 確かにそうですね。説得力のある姿形でしたね。8月1日に、「坂田さん、一度勉強だ、私のところのお祭りへおいでなさいよ」と言って呼ばれました。

【石 井】 坂田先生は、教派連の理事になられて、その後に理事長となり、日宗連の理事長もされました。教派連の理事時代から、何か特別な問題であるとか、思い出話というのはございますか。やはり、宗教法人に対する課税の問題ですか。

【坂 田】 まあ、課税の問題は常に理事会で議論の話題になって、せめぎ合いですね。なるべく課税させないように。それから、税務署は取ろうとして攻めてくるわけですから、そういう論理は常にされていたように思いますね。私は、またそういう論理は余り

得意ではないというか、好みではないものでした。「ああ、そういう問題か」と思って聞かせてもらっていたというのがほとんどでした。

【石 井】 先生方がおっしゃるように、宗教というのはこの国にとっては欠くべからざるもので、非常に大切なものにも関わらず、特に戦後、最近になればなるほど、もう政教分離ということで、それこそ知っていて政教分離ならまだいいのですけれども、無関心で関わりを持ちたくないからというので、政教分離を盾にした無理解が横行しているような気がしてしょうがないのですね。

東日本大震災が起こったときに、多くの宗教団体が積極的に関わったわけですね。慰霊のために読経しようとしたときに、この施設では政教分離だから入れませんか、本質を理解しないで、建前、形式上で、関わると後で面倒くさいことがあるかもしれないというので一切ノータッチにしようとか、無理解の状態が強くて、大変残念なことだなと思っておりました。先生方からのお話を伺っても、日頃からいろいろなレベルでの交流があって、それぞれお互い理解し合いながら、最終的には宗教がこの国の文化や社会に貢献して、いい状態を作り上げていくのが好ましいのではないかなと、日頃から思っております。そういう点で、お話を伺って大変なるほどと思わせていただきました。

本日は、どうもありがとうございました。

追記

本座談会の開催後、新田邦夫氏から、「自己の考え方を正確に理解してもらうためにも、昭和 20 年代に、教派神道一教派の一員として人格・思想形成期を過ごした若者の考え方の根底部分、視野、背景を明確にした方が望ましい」とのことで、追記の申出があった。以下に、平成 27 年 1 月 3 日付けで、新田氏から寄せられた原稿を掲載する。

座談会でも述べたように、敗戦の影響は、少年期の私個人にとって、公的にも私的にも神道修成派にとっても新田家にとっても私にとっても、思想面でも生活実感としても、衝撃的だった。世の中は、「アメリカ一辺倒・礼賛」の風潮であり（共産主義への傾倒もあったが）、天皇制や軍部への憎しみも強かった。これに対して私個人は、「全面講和論」や「非武装中立論」や「平和主義」は余りにも理想主義的、非現実的であり、国際社会は弱肉強食のジャングルで、いわゆる「どっちもどっち」であるのに、日本は悪く、勝者は正しいという主張は余りにも一方的であり、実際に、歴史をみれば、欧米先進国の植民地主義、帝国主義の脅威や危険は明白であって、民族的独立のため軍事力は必要であり、それゆえ明治維新以来の日本の国策は先進列強に比べ恥じるものではないと、考えていた。

また、理想とされていたアメリカ合衆国も黒人奴隷、白人中心、差別の国（当時は、先住民問題には気づかなかつたが）、経済的帝国主義の国であったのに、さらに

は、アメリカに都合がいい日本弱体化政策、従属化政策が根底にあるのにもかかわらず、人々が礼賛するのは納得できなかった。

このような思想の持ち主であったので、私の関心は、同じ敗戦国のドイツに向かい、カール・シュミットの理論に偶然的に触れ、興味を持つようになった。シュミットの理論は幅広く多面的であるとともに、対象や問題に根底から迫り極めて鋭利であったので、その研究業績に圧倒された。しかも、その後、宗教問題に関しても、昭和46年の津地鎮祭訴訟最高裁判決において、「制度的保障説」が、政教分離原則を緩和するために引用され、それがシュミットに由来（学界では、誤解した引用であるとされているようだ）するとされ、シュミットの理論は、日本の宗教関係でも、知られるようになった。

しかし、この「制度的保障」についてのシュミットの本来の理論は、政教分離を新に基本原理として採用したワイマール憲法の下で、ラント教会に引き続きそれ以前からの既得の特権であった「公法上の法人格」（これにより、「教会税」の徴収も可能になる）を、妥協的に認める（シュミットの用語のいわゆる「憲法律」のレベルで、教会という制度体に認めたにすぎないものなのだが）ことを考慮した理論なのである。（例えば、石川健治『自由と特権の距離—カール・シュミット「制度体保障」論・再考—』日本評論社、平成19年）。

日本の場合で言えば、国民主権、民主主義、平等主義の「日本国憲法」の下で、かかる基本原理に反する特権的な天皇ないし皇室という制度体を、憲法第1章の条文において「憲法律」のレベルで認めているのが、この「制度体保障」の実例である。

特に、宗教のような歴史や伝統や習俗と密接に結びついているものは、「法」の根底、究極からの理解が必要なのであり、法律実証主義的な「規範至上主義」や独善的な「人類普遍の原理」を根拠として、単純に「憲法」や「法律」の条文のみで判断するのではなく、すなわち、現存の「日本国憲法」の条文をかたくなに絶対視するのではなく、また、個人の基本権や自由権からだけではなく、集団、団体、制度、秩序、習俗、文化、歴史、伝統など幅広い観点からのバランスの取れた考察が必要なのではないだろうか。法令順守も重要だが、歴史や文化の多様性にも配慮すべきである。現実には多様であるので、二者択一ではなく、第三の選択も考えるべきではないだろうか。

このようなシュミットの「制度体保障」の考えは、基本権や自由権の問題とも関係して、注目すべきであり、政教分離を考える場合も、大変参考になるのではないだろうか。

自由や権利と、「特権」の距離は近く、その関係は微妙なのである。

新田 邦夫 (にった くにお)

略歴

昭和 5 年東京都生まれ。昭和 28 年学習院大学政経学部卒。昭和 30 年國學院大學大学院文学研究科神道学専攻修士課程修了。昭和 39 年東京大学大学院法学政治学研究科政治専門課程博士課程修了。同年 4 月日本大学文理学部専任講師。昭和 43 年 3 月「カール・シュミットの政治理論」にて東京大学より法学博士号を取得。昭和 46 年山梨大学助教授。昭和 51 年教授。平成 8 年定年退官，名誉教授。昭和 47 年神道修成派第四代管長教主に就任。平成 9 年より 13 年まで宗教法人審議会委員。平成 11 年より 17 年まで日本宗教連盟理事，平成 14 年より 1 年間理事長

現在

神道修成派第四代管長教主。公益財団法人日本宗教連盟顧問

主な著作

「カール・シュミットの政治理論 1—3 完」(『国家学会雑誌』第 84 巻第 3・4, 5・6, 7・8 号, 国家学会事務局, 昭和 46 年)

カール・シュミット著, ヘルムート・クヴァーリチュ編『攻撃戦争論』(翻訳, 信山社, 平成 12 年)

カール・シュミット著『大地のノモス』(翻訳, 慈学社, 平成 19 年)

カール・シュミット著『パルチザンの理論』(翻訳, ちくま学芸文庫, 平成 20 年)

ほか

坂田 安儀 (さかた やすよし)

略歴

昭和 9 年東京生まれ。昭和 32 年東北大学文学部宗教学科卒。昭和 32 年亡父の跡を嗣ぎ禊教五代管長。井上神社宮司，教派神道連合会理事，昭和 39 年教派神道連合会理事長，財団法人日本宗教連盟理事，昭和 42 年財団法人日本宗教連盟理事長，昭和 47 年同再任。昭和 47 年世界宗教者平和会議 (WCRP) 日本委員会初代事務総長，平成元年禊教教主，身曾岐神社宮司

現在

禊教教主，古神道本宮身曾岐神社宮司。公益財団法人日本宗教連盟顧問

主な著作

『禊教の研究』(みそぎ文化会, 昭和 42 年)

『井上正鐵神御文書』(禊教教典研究所編・発行, 昭和 57 年)

『高天原いざ—坂田安儀講話集—』(四海書房, 昭和 61 年), ほか

注記

(1) 教派神道及び仏教宗派の管長は、勅任官の待遇とされた。勅任官とは、大日本帝国憲法下の官吏制度において、高等官のうち親任官に次ぐ官職で、天皇の命令により任用される。勅任官は、1, 2 等級 (次官, 局長級)。根拠となる法規は、次のとおりである。

管長身分取扱方ノ件 (明治十七年八月十一日太政官達第六十八号, 神仏各宗派一般へ)

管長身分ノ儀ハ総テ勅任官取扱ノ例ニ依ル

右相達候事

(2) 菊池豊三郎 (きくち とよさぶろう)。明治 25 (1892) 年 10 月 6 日, 愛知県生まれ。第一高等学校卒。大正 4 年文官高等試験行政科合格。大正 5 年東京帝国大学法科大学政治科卒。同年内務省に入り, 東京府属。大正 7 年京都市警視。大正 8 年文部省に移り, 同 8 年 6 月 2 日から大正 13 年 3 月 10 日まで宗教局第一課長 (現在の文化庁文化部長宗務課長)。大臣官房文書課長, 秘書課長, 実業学務局長, 航海練習所長, 普通学務局長, 教学局長官などを経て, 昭和 15 年から昭和 19 年まで文部次官。終戦後, 公職追放。昭和 28 年横浜市立大学長。後に日本教育テレビ (現在のテレビ朝日) 取締役, 監査役, 財団法人日本修学旅行協会の会長をつとめた。昭和 42 年, 勲一等瑞宝章。昭和 46 (1971) 年 5 月 31 日, 78 歳で死去。

(3) 吉田孝一 (よしだ こういち)。第八高等学校卒業。大正 14 年文官高等試験行政科合格。大正 15 年東京帝国大学法学部卒業。同年文部省に入る。昭和 17 年 4 月 7 日から宗教局宗務課長。大臣官房宗務課長にあった昭和 21 年 5 月 11 日まで在職。公職追放。昭和 30 年 2 月 2 日文部省調査局長に着任したが, 在職中の同年 4 月 3 日に死去。同日付で, 内閣より正四位に叙する。4 月 4 日付けで, 特旨を以て位一級追陞。

(4) 篠原義雄 (しのはら よしお)。明治 35 年 5 月 24 日生まれ。昭和 23 年 7 月 24 日から昭和 28 年 3 月 28 日まで文部省宗務課長。社寺境内地処分審査会幹事。在職中に, ある宗教団体から, 宗教法人認証の便宜のため, 金銭が贈与され, 賄賂を受け取り収賄により有罪となった。昭和 28 年第 3 回参議院議員選挙に立候補するが落選。著書に、『宗教法人法の解説』(中央法規出版, 昭和 26 年)。

(5) 安藤正純 (あんどう まさずみ)。明治 9 年 9 月 25 日生まれ。父は, 東京浅草の真宗大谷派真龍寺住職。哲学館 (現在の東洋大学) 哲学科, 東京専門学校 (現在の早稲田大学) 政治科卒業。大阪朝日新聞社, 浅草区議等を経て, 大正 9 年衆議院議員。昭和 2 年文部参与官。昭和 6 年文部政務次官。昭和 11 年立憲政友会幹事長。昭和 19 年財団法人大日本戦時宗教報国会副会長。昭和 21 年財団法人日本宗教連盟理事長。昭和 22~25 年公職追放。昭和 25 年自由党筆頭顧問, 政務調査会長。昭和 27 年衆議院議員。昭和 28 年国務相。昭和 29 年文部大臣。当選 11 回。昭和 30 年 10 月 14 日, 79 歳で死去。著作に『政治と宗教の関係』(金尾文淵堂, 大正 12 年), 『政界を歩みつつ』(大智書房, 昭和 18 年) など。

松野純孝先生の思い出

上越教育大学大学院学校教育研究科教授 松田 慎也

去る平成 26 年 11 月 11 日に、上越教育大学元学長の松野純孝氏が 95 歳で逝去された。松野氏は、昭和 36 年 10 月に文部省調査局宗務課専門職員となり、昭和 41 年 5 月文部省文化局宗務課専門職員、昭和 43 年 6 月文化庁文化部宗務課専門職員を経て、昭和 44 年 4 月専門員となり、昭和 50 年 3 月まで長期間にわたりその任にあった。

このたび、生前の松野氏を知る松田慎也氏に、特別寄稿をお願いした。松田氏は、昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで、本課専門職員を務めた。

(文化庁文化部宗務課)

松野純孝先生は、新潟県東頸城郡牧村（現在の上越市牧区）の真宗大谷派寺院の御出身である。牧村は東頸城丘陵から高田平野に流れ出てくる飯田川の谷筋に広がる村で、名だたる豪雪の地である。先生はここで大正 8 年に生まれられた。大正期から昭和初期にかけてのこの地は石油採掘が盛んで、棚田のあちこちに小さな油井の櫓が林立し、結構栄えていたという。そんなこととは露知らず、上越へ来て間もない頃、「昔は随分と不便だったのでしょね」と申し上げたところ、「牧には銀行もあったし、女郎屋さえあったんだ」とお叱りを受けたことが懐かしく思い出される。

御自坊本堂は、寛政年間建立の大きなもので、境内には立派な経蔵も建てられている。例えば、近世中期の御先祖に京都の学寮（大谷大学の前身）で 50 年近く学んだ兄弟の学僧がおり、経蔵には彼らの蔵書や手稿本が千余部収められているとのことであった。当時からかなりの資力ある寺院であったのであろう。

先生は、旧制高田中学から旧制弘前高校に進まれ、昭和 18 年 9 月に東京帝国大学文学部印度哲学梵文学科を御卒業になった。その後、昭和 20 年 2 月から約 7 年間東北大学に勤務され、昭和 27 年 4 月からは日本学術会議に移られ、昭和 31 年 4 月に日本学士院紀要出版委員会編集委員となられて宗務課に移られるまで 5 年半勤められた。

宗務課に移られるまでの戦後の 10 数年の間に、先生は学者としての地歩を築き、親鸞研究家としての名声を揺るぎないものとされた。主著『親鸞 その生涯と思想の展開過程』（三省堂）は科学研究費研究成果刊行補助金の交付を受けて昭和 34 年に刊行されているが、その「はしがき」で先生は次のように述べておられる。

これまで親鸞に関する研究はおびただしい数にのぼっている。けれども…(中略)
…そこには神秘化され、完成された親鸞はあるが、現実そこに生き、現実そこに動いている、親鸞の人間像は見られぬのである。私はこのような研究に一つの物足りなさを感じていた。これにはもちろん、宗教感情からなされた強い要求もあったろうし、また親鸞研究にとって最も大きな障碍となっているいちじるしい史料的制約や限界の存していた事情も手伝っていたであろう。…(中略)…最近、歴史学の分野からも、親鸞が取り上げられるようになった。そのため親鸞に関する研究はとみに前進した感がある。このような諸先学の成果に力をえて、親鸞の生涯とその思想の展開過程とを跡づけてみようとしたのがこの小著である。

ここからも明らかなように先生は、歴史学の成果を積極的に取り入れるとともに自らもその手法を体得することを通じて、仏教学の世界に新生面を開かれたのであった。これらの業績をまとめられ、昭和37年には「鎌倉時代における専修念仏の研究」により東北大学から文学博士の学位を授与された。

宗務課に在籍されたのは昭和36年10月から昭和50年3月までに13年半である。在任中のお仕事として注目すべきは、『明治以降宗教制度百年史』（文化庁、昭和45年）において新宗教に係る項を執筆されていることである（後編第2章第4節、同第5章第5節）。後に、先生は『新宗教辞典』（東京堂出版、昭和59年）を出版されているが、その「はしがき」で次のように書かれている。

私は文部省、のち文化庁の宗務課に在勤中、よく新宗教をたずねた。その折、ノートしたものや、頂いた資料を死蔵させてはならない、と思い、本辞典を刊行することにしたのである。

思うに、『百年史』の執筆準備が訪問をされるようになったきっかけではなかったのではないだろうか。もちろん、親鸞研究の流れから誕生後間もない教団への興味をそもそもお持ちであった可能性もないではないが…。付言するなら、仏教関係の項（第5章第3節）の執筆者は課長補佐の河和田唯賢氏である。河和田氏は先生にとって同窓の1年先輩、しかも『歎異抄』の著者とされる唯円の御子孫であるから、そちらは書きにくかったに違いない。そこで新宗教に目を向けられたということも考えられる。

宗務課にいらした最後の年である昭和49年だと思うのだが、先生が東大に非常勤講師で来られたことがあった。大学院の講義で当時修士課程にいた末木文美士氏（東大名誉教授、国際日本文化研究センター教授）らが受講されたはずだが、先生にはとりわけ印象深いものであったようである。晩年に至るまで、折に触れては「あのとき

の講義は楽しかった」と仰有っていた。当時まだ学部生であった筆者は遠くからお姿を拝見しただけであったが、役所にもこのような学者がいるのかと驚いた記憶がある。

昭和 50 年 4 月に鶴見大学教授に転出され、さらに昭和 58 年 4 月には上越教育大学教授となられた。その後、昭和 62 年には副学長、平成元年には学長となられ、平成 5 年 3 月まで 1 期 4 年間勤められた。

学長時代のエピソードから先生のお人柄の偲ばせるものを二つ御紹介しよう。

教員・学生から不満が多かった図書館の機能不足を改善するために、先生は腕利きの図書課長を引っ張ってこられた。目に見える効果をあげた課長は、2 年経ったところで転出することとなり、学長室へ挨拶に赴いた。聞くなり先生は一言、「君、困るよ」。後で課長は「転出の挨拶をしに行つて『困るよ』なんて言われたのは初めてですよ」と笑いながら、でも満更でもなさそうな顔をしていた。

雪の季を前にした教員の懇親パーティでの開会挨拶である。先生は開口一番、日蓮の話題を持ち出した。「あれっ親鸞ではないのか」と意外の感を抱きつつ伺っていると、やがて佐渡流罪に話が及び、「日蓮は佐渡の冬は寒地獄だと言つた。寒さを乗り切るのに必要なのが酒なんです。皆さん、今夜は大いに飲みましょう」と締めくくられたので、会場は大爆笑となった。

このように先生は飾らないお人柄の上、時に巧まざるユーモアがあり、教職員の間ファンが多かった。加えて、御自身の目下の研究課題にひたすらのめり込んでいられることから、概して他人のことに無頓着であり、したがって悪口はもちろん、噂話もほとんどなされることがなかった。思い出話をほとんどされなかったのも同様の理由からであろう。最後の点は些か残念でもあるのだが、恐らくお若いときからそうであつたに違いない。裏表がない上に、余計なことは他所で言わないとあれば、誰でも安心するであろう。先生の幅広い人脈はきっとそのようにして築かれたのであろうと思う。

ところで、筆者が先生の御面識を得たのは上越教育大学赴任以降である。と言っても昭和 63 年春の赴任であるから、四半世紀を超えるお付き合いであつた。宗務課の後輩であるというだけでなく、仏教学を学ぶ仲間ということもあつてか、随分親しくさせて頂いた。晩年に至るまで、時々、お電話を頂くことがあつたが、受話器をとるとまず「やー松田さんかね。松野です。」というお声が響いてくる。そのときの「松野」のアクセントは必ず下ー上ー上であり、一般的な上ー下ー下ではなかつた。「松野（上ー下ー下）」と呼ばれても、自分が呼ばれた気がせんだよ。アッハッハッ」と笑われたお顔が今も目に浮かぶ。

卒寿を迎えられる頃まで新たな御著書の準備の話をなさつていたが、この 2~3 年は電話も間遠になつていた。それでも、昨年 10 月初め頃はそれなりにお元気の由を檀家の方から伺つたのだが、同月下旬に引かれた風邪がもとで肺炎に罹られ、11 月 11 日にお亡くなりになられた。心より御冥福をお祈りする。

宗教法人に関連する最近の法令の概要

近年制定された他府省所管法令の中には、宗教法人も対象に含まれているものが見受けられる。本稿では、その幾つかを紹介するので、関係者におかれては参考にさせていただきたい。

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

公布日等

平成25年6月26日公布。一部を除き平成28年4月1日施行。

主な内容(別紙1を参照)

民間事業者(宗教法人を含む。)に対して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止の義務、合理的配慮の不提供の禁止の努力義務が規定されている。

※ 「合理的配慮」とは、個々の障害者から意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置。(例：乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、段差の解消のための渡し板の提供)

※ 合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、本法に基づく努力義務は生じない。「過重な負担」には、事務・事業への影響の程度、費用・負担の程度などの要素が含まれる。

基本方針等

本法律に基づく基本方針について平成27年2月24日に閣議決定。この基本方針に基づき、各主務大臣が、所管事業分野に係る対応指針を定める予定。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

公布日等

平成25年5月31日公布。

法人番号について

- ・ 国税庁長官は法人等(宗教法人を含む。)に法人番号を指定する。
- ・ 番号を指定された法人等に、平成27年10月以降、法人番号などを記載した通知書が送付されるとともに、インターネットを通じて当該法人等の①名称、②主たる事務所の所在場所、③法人番号が公表される。
- ・ 平成28年1月以降から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始予定。その他、法人番号は官民間問わず自由に使用することが可能。

個人番号（マイナンバー）について

- ・ 住民票を有する全ての者に、平成 27 年 10 月以降、個人番号が通知される。
- ・ 民間事業者（宗教法人を含む。）は、平成 28 年 1 月以降、税や社会保障の手続で個人番号を取り扱うこととなる。
- ・ 法律で定められた事務以外で個人番号を使用することは禁止されている。

3 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号), 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 69 号)

公布日等

平成 26 年 6 月 13 日公布。公布日から 2 年以内に施行予定。

主な内容（別紙 2 を参照）

- ・ 現行の行政不服審査制度の抜本的見直しが行われ、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入（ただし宗教法人法上の処分についての審査請求は従来どおり宗教法人審議会へ諮問することとされた。）、不服申立てのできる期間の延長（60 日→3 月）、不服申立ての手続を「審査請求」へ一元化、不服申立前置の見直し等に関する改正が行われた。
- ・ 宗教法人法については従来どおり不服申立前置の制度が存置された。

4 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）

公布日等

平成 26 年 11 月 27 日公布。一部を除き平成 27 年 2 月 26 日施行。

主な内容

国による基本指針の策定、市町村による計画の策定、市町村による空家等の情報収集、特定空家等に対する市町村長の助言、指導、勧告、命令、行政代執行等を規定。

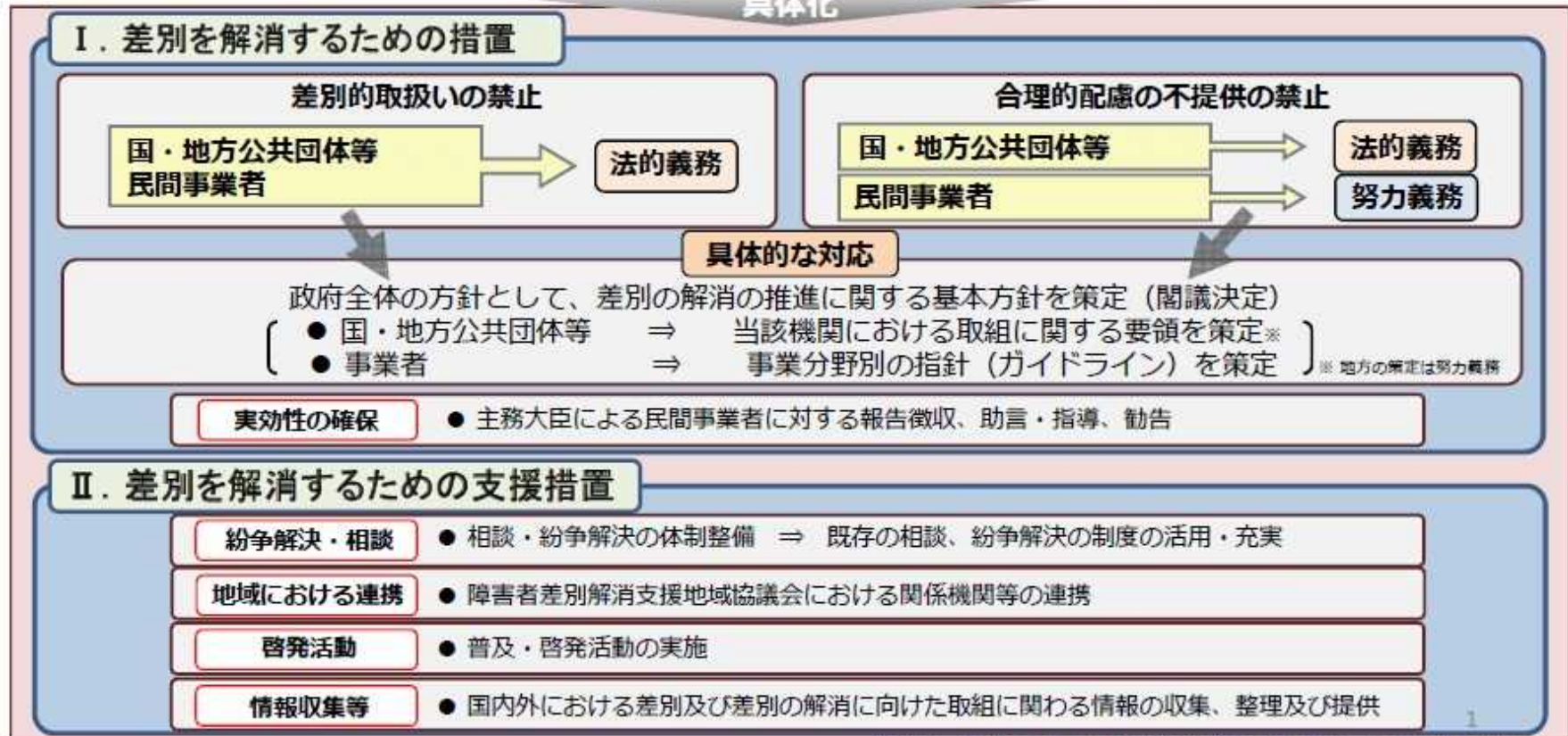
※ 「空家等」は住家に限られず、宗教法人の境内建物又はこれに附属する工作物であって使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）も含まれる。

※ 「特定空家等」とは、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態等にある空家等をいうとされている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

行政不服審査法関連 3 法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

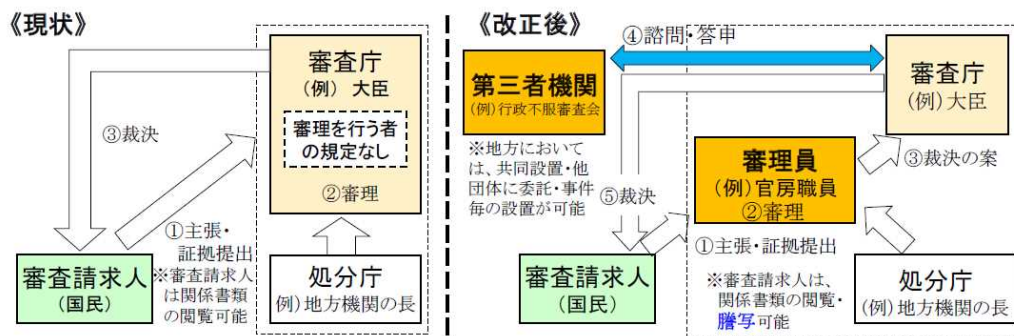
行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

- 行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正
 - ・ **不服申立前置**（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の**廃止・縮小** など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

- 事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、**国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備**
 - ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
 - ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

新公益法人制度と宗務課所管特例民法法人の 移行状況等について（２）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 44～46 条によって、全ての民法法人は、公益法人又は一般法人に移行するか、若しくは解散することとなった。

宗務課所管特例民法法人の移行・解散の状況は、最終的に表のとおりである。なお中間報告は、『宗務時報』No.113（平成 24 年 3 月）に掲載してある。

表 宗務課所管特例民法法人の移行等一覧

（平成 26 年 11 月 4 日現在）

番号	種別	特例民法法人名	移行等 状況	移行等登記日	移行後の新名称
1	(社)	池袋福音教師社団	解散	平成 25 年 11 月 28 日	
2	(財)	伊勢神宮式年遷宮奉 賛会	解散	平成 25 年 12 月 4 日	
3	(財)	伊勢神宮崇敬会	一般財団	平成 25 年 4 月 1 日	
4	(財)	大谷婦人會財団	解散	平成 24 年 4 月 2 日	
5	(財)	鹿野山禅青少年研修 所	一般財団	平成 25 年 6 月 21 日	
6	(社)	基督教会伝道社団	解散	平成 25 年 12 月 4 日	
7	(財)	基督教視聴覚センタ ー	一般財団	平成 25 年 4 月 1 日	一般財団法人キリ スト教視聴覚セン ター
8	(社)	基督教新生社団	解散	平成 24 年 11 月 20 日	
9	(社)	好善社	公益社団	平成 26 年 4 月 1 日	
10	(財)	光明修養会	一般財団	平成 26 年 4 月 1 日	一般財団法人光明 会
11	(財)	国際宗教研究所	公益財団	平成 25 年 4 月 1 日	
12	(財)	国際宗教同志会連盟	解散	平成 25 年 12 月 16 日	
13	(財)	国際仏教興隆協会	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	
14	(財)	国際仏教交流センタ ー	解散	平成 24 年 4 月 13 日	
15	(財)	金剛護持会	解散	平成 25 年 12 月 16 日	
16	(社)	在日本インターポー ド宣教師社団	一般社団	平成 25 年 10 月 1 日	一般社団法人 I B S 社団
17	(財)	在日本救世軍財団	解散	平成 25 年 4 月 11 日	
18	(社)	在家佛教協会	一般社団	平成 25 年 4 月 1 日	
19	(財)	懺悔奉仕光泉林	一般財団	平成 25 年 4 月 1 日	
20	(財)	式内社顕彰会	解散	平成 23 年 7 月 1 日	

21	(社)	宗教センター	解散	平成 25 年 12 月 16 日	
22	(財)	宗教福祉協会	解散	平成 25 年 12 月 16 日	
23	(財)	浄土宗奨学会	解散	平成 23 年 4 月 11 日	
24	(財)	浄土宗西山禅林寺派 護持会	解散	平成 21 年 4 月 1 日	
25	(財)	浄土宗報恩明照会	公益財団	平成 25 年 4 月 1 日	公益財団法人浄土 宗ともいき財団
26	(財)	真言宗智山派教学財 団	解散	平成 24 年 5 月 10 日	
27	(財)	真宗大谷派本願寺札 幌別院維持財団	解散	平成 25 年 12 月 16 日	
28	(財)	真宗高田派十万人講 財団	解散	平成 23 年 4 月 11 日	
29	(財)	真宗本願寺派四州教 学財団	解散	平成 25 年 12 月 3 日	
30	(財)	新日本宗教団体連合 会	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	
31	(財)	杉山検校遺徳顕彰会	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	
32	(財)	世界宗教者平和会議 日本委員会	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	
33	(財)	世界聖典普及協会	一般財団	平成 26 年 4 月 1 日	
34	(財)	全国青少年教化協議 会	公益財団	平成 25 年 12 月 2 日	
35	(財)	全日本仏教会	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	
36	(財)	全日本仏教尼僧法団	公益財団	平成 25 年 4 月 1 日	
37	(社)	全日本仏教婦人連盟	公益社団	平成 25 年 4 月 1 日	
38	(財)	禅文化研究所	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	
39	(社)	大仏奉賛会	一般社団	平成 25 年 4 月 1 日	
40	(財)	太平洋放送協会	一般財団	平成 23 年 4 月 1 日	
41	(財)	天理教一れつ会	解散	平成 24 年 4 月 4 日	
42	(財)	統一団	一般財団	平成 22 年 10 月 15 日	一般財団法人本多 日生記念財団
43	(財)	東京基督教女子青年 会 (略称「東京YW CA」)	公益財団	平成 23 年 4 月 1 日	公益財団法人東京 YWCA
44	(財)	東京キリスト教青年 会 (略称「東京YM CA」)	公益財団	平成 23 年 4 月 1 日	公益財団法人東京 YMCA
45	(財)	東洋宣教会維持財団	解散	平成 25 年 11 月 18 日	
46	(財)	日蓮宗奠統会	公益財団	平成 26 年 4 月 1 日	
47	(財)	日蓮宗布教助成会	解散	平成 21 年 11 月 25 日	
48	(財)	日蓮正宗教学護法財 団	解散	平成 25 年 4 月 12 日	
49	(財)	日蓮正宗妙観会	解散	平成 25 年 4 月 12 日	
50	(財)	日本キリスト教女子 青年会 (略称「YW CA」)	公益財団	平成 25 年 4 月 1 日	公益財団法人日本 YWCA
51	(財)	日本キリスト教婦人	公益財団	平成 24 年 4 月 1 日	

		矯風会			
52	(財)	日本国際ギデオン協会	一般財団	平成25年 6月 3日	
53	(社)	日本宗教放送協会	解散	平成25年12月16日	
54	(財)	日本宗教連盟	公益財団	平成24年 4月 1日	
55	(財)	日本聖書協会	一般財団	平成24年11月 1日	
56	(社)	日本聖徒アンデレ同胞会	一般社団	平成25年12月 2日	
57	(社)	日本バプテスト宣教団	一般社団	平成26年11月 4日	
58	(社)	日本福音ルーテル社団	一般社団	平成25年 1月 4日	
59	(財)	日本仏教鑽仰会	解散	平成22年 1月19日	
60	(財)	庭野平和財団	公益財団	平成22年12月 1日	
61	(財)	白石庵敬神会	一般財団	平成26年 4月 1日	
62	(財)	箱根芦の湖国際聖道場	解散	平成25年 4月 4日	
63	(財)	伏見稻荷大社講務本庁	解散	平成24年 4月 9日	
64	(財)	仏教伝道協会	公益財団	平成25年 4月 1日	
65	(財)	本願寺派教学助成財団	一般財団	平成26年 4月 1日	
66	(財)	律宗戒学院	一般財団	平成26年 4月 1日	

宗教制度調査会名簿

概要

宗教制度調査会は、宗教制度調査会官制（大正 15 年 5 月 13 日勅令第 116 号）に基づき、文部大臣の監督下に設置された審議会である。同日付けで、最初の会長 1 人及び委員 39 人の計 40 人が任命された。

調査会の目的は、官制第 1 条の第 1 項に「宗教制度調査会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ宗教制度ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」、第 2 項に「宗教制度調査会ハ宗教制度ニ関スル重要ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得」とあり、主には宗教（団体）法案の審議を行うために設置された。

宗教団体の立法経緯をたどると、まず内務省が宗務行政を所掌していた時期に、第 1 次宗教法案（明治 32 年案）として帝国議会に提出されたが、貴族院で否決され、成立しなかった。大正 2 年に文部省において宗教局が設置され、大正 15 年に宗教制度調査会が設けられた。随時に、総会及び特別委員会が開かれ、第 2 次宗教法案（昭和 2 年案）、第 1 次宗教団体法案（昭和 4 年案）、宗教団体法草案（昭和 10 年案）の要綱等の審議を行った。しかし、第 2 次宗教法案及び第 1 次宗教団体法案は、貴族院にて審議未了で廃案となり、宗教団体法草案は法案提出前に文部大臣から宗教制度調査会への諮問が撤回されて成案には至らなかった。

昭和 13 年に、文部大臣は宗教制度調査会に宗教団体法要綱を諮問した。要綱を法案に改め、法制局の修正を経た後に、政府は、第 74 回帝国議会に宗教団体法案を提出して、貴族院及び衆議院で可決された。その結果、宗教団体法（昭和 14 年 4 月 8 日法律第 77 号）として公布された。宗教制度調査会は、同法が施行された昭和 15 年 4 月 1 日に、勅令第 216 号で廃止された。

本稿では、関係各方面への参考のため、宗教制度調査会の名簿を掲載する。名簿は、文化庁文化部宗務課で新たに調査を行い作成したものである。

凡例

1 総会及び特別委員会の開催状況

- 各回の総会及び特別委員会の開催後に、活版印刷で作成された、『宗教制度調査会議事録』（昭和 10 年以降は『宗教制度調査会議事速記録』）に記載される開催日時から採録した。

2 名簿（各年 10 月 1 日現在）

- 『文部省職員録』の各年版（内容は毎年 10 月 1 日現在）に掲載された、宗教制度調査会の名簿から採録した。同書は、文部省大臣官房秘書課の編集及び発行である。

- ・ 原則として、原本にある順位及び官職名にて採録した。ただし爵位は省略した。
- ・ 宗教界から就任した委員には肩書がない。原本にはない所属の教派，宗派等を記載して，*印を付した。

3 会長及び委員等の任期

- ・ 会長及び委員等の任期は，独立行政法人国立公文書館が所蔵する叙任書類及び『宗教制度調査会議事録』から採録した。確認できなかった就任及び辞任の年月日は，「－」とした。
- ・ 順位について，会長は任命順，委員等は五十音順に配列した上で，整理番号を付した。

1 総会及び特別委員会等の開催状況

大正15年

第1回	総会	大正15年	6月	1日
第2回	総会	大正15年	6月	3日
第3回	総会	大正15年	6月	4日
第4回	総会	大正15年	6月	24日
第5回	総会	大正15年	6月	25日
第6回	総会	大正15年	6月	30日
第1回	特別委員会	大正15年	7月	10日
第2回	特別委員会	大正15年	7月	14日
第3回	特別委員会	大正15年	7月	17日
第4回	特別委員会	大正15年	7月	21日
第5回	特別委員会	大正15年	7月	24日
第6回	特別委員会	大正15年	7月	28日
第7回	特別委員会	大正15年	7月	31日
第8回	特別委員会	大正15年	8月	24日
第9回	特別委員会	大正15年	8月	28日
第10回	特別委員会	大正15年	9月	3日
第11回	特別委員会	大正15年	9月	4日
第12回	特別委員会	大正15年	9月	7日
第13回	特別委員会	大正15年	9月	11日
第14回	特別委員会	大正15年	9月	15日
第15回	特別委員会	大正15年	9月	18日
第16回	特別委員会	大正15年	9月	22日
第17回	特別委員会	大正15年	9月	25日
第18回	特別委員会	大正15年	9月	29日
第19回	特別委員会	大正15年	10月	2日
第7回	総会	大正15年	10月	14日
第8回	総会	大正15年	10月	16日

昭和2～3年

開催せず

昭和4年

第1回	総会	昭和 4年 1月 10日
第2回	総会	昭和 4年 1月 11日
第1回	特別委員会	昭和 4年 1月 12日
第2回	特別委員会	昭和 4年 1月 14日
第3回	特別委員会	昭和 4年 1月 15日
第4回	特別委員会	昭和 4年 1月 16日
第3回	総会	昭和 4年 1月 17日

昭和5～9年

開催せず

昭和10～12年

第1回	総会	昭和 10年 12月 10日
第2回	総会	昭和 10年 12月 11日
第1回	特別委員会	昭和 10年 12月 12日
第2回	特別委員会	昭和 10年 12月 16日
第3回	特別委員会	昭和 10年 12月 20日
第4回	特別委員会	昭和 11年 1月 11日
第5回	特別委員会	昭和 11年 1月 13日
第6回	特別委員会	昭和 11年 1月 14日
第7回	特別委員会	昭和 11年 1月 17日
第8回	特別委員会	昭和 11年 12月 15日
第9回	特別委員会	昭和 12年 12月 18日
第3回	総会	昭和 12年 12月 20日

昭和13年

第1回	総会	昭和 13年 11月 14日
第1回	特別委員会	昭和 13年 11月 15日
第2回	特別委員会	昭和 13年 11月 16日
第3回	特別委員会	昭和 13年 11月 17日
第4回	特別委員会	昭和 13年 11月 21日
第5回	特別委員会	昭和 13年 11月 22日
第6回	特別委員会	昭和 13年 11月 24日
第7回	特別委員会	昭和 13年 11月 26日
第8回	特別委員会	昭和 13年 11月 28日
特別委員会	第1回小委員会	昭和 13年 11月 29日
特別委員会	第2回小委員会	昭和 13年 11月 30日
特別委員会	第3回小委員会	昭和 13年 12月 3日
第9回	特別委員会	昭和 13年 12月 5日
第2回	総会	昭和 13年 12月 10日

昭和14年

第1回	総会	昭和 14年 10月 14日
第1回	特別委員会	昭和 14年 10月 16日
第2回	特別委員会	昭和 14年 10月 19日
第3回	特別委員会	昭和 14年 10月 21日
第2回	総会	昭和 14年 10月 23日

2 名簿（各年10月1日現在）

大正15年	会 委	長 員	平沼 佐々木 田 田 平 清 貝 折 溪 川 姉 大 山 建 山 柴 荒 福 高 花 河 鶴 高 松 神 祥 林 早 安 佐 上 穂 窪 林 千 荒 河 柳 渡 下 荒 森 伊 菊 河 松 長 鷺	沼々 木 田 中 山 水 山 原 内 崎 崎 森 川 部 道 田 川 原 楠 田 上 崎 林 浦 崎 雲 坂 藤 藤 山 積 川 田 秋 木 村 原 辺 村 川 山 東 池 原 尾 島 野	騏一郎 惣一 昌 善立 成信 澄 日勇 巳一郎 式惠 卓吉 正治 亮順 瑞夫 遯吾 襄一 孫太郎 義太郎 鎌二郎 順次郎 凌雲 哲太 庚午郎 玄宝 鎮次郎 一作 晚成 頼三郎 久之助 正純 範雄 満之進 重遠 旭丈 亀太郎 季隆 良仙 讓三郎 義光 千冬 寿一 五郎 鋭一 延吉 豊三郎 春作 長造 毅 重光	(枢密院副議長) (京都帝国大学教授) (大蔵次官) (衆議院議員) (枢密顧問官) (行政裁判所評定官) (日蓮宗*) (衆議院議員) (真宗大谷派*) (内務次官) (東京帝国大学教授) (天台宗*) (法制局長官) (衆議院議員) (文部参与官) (正五位勲四等, 實行教*) (貴族院議員) (学習院長, 貴族院議員) (東京帝国大学教授) (真宗本願寺派*) (衆議院議員) (従七位, 日本メソヂスト教会*) (臨濟宗妙心寺派*) (文部次官) (神道大教*) (曹洞宗*) (司法次官) (天主教*) (衆議院議員) (勲六等, 金光教*) (貴族院議員) (東京帝国大学教授) (浄土宗*) (衆議院議員) (貴族院議員) (新義真言宗豊山派*) (貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (文部省宗教局長) (衆議院議員) (法制局参事官) (文部書記官) (文部書記官) (文部書記官) (文部書記官) (司法書記官) (文部事務官)
				幹 事		

	書	記	北 北	浦 条	静 虎	彦 雄	
昭和2年	会 委	長 員	平 平 下 姉 穂 清 福 河 柳 渡 千 林 建 折 田 河 安 柴 佐 鶴 花 早 大 神 貝 高 溪 窪 荒 祥 荒 田 粟	沼 山 村 崎 積 水 原 村 原 辺 秋 田 部 原 中 上 藤 田 藤 範 崎 田 坂 森 崎 山 林 内 川 木 雲 川 所 屋	騏 成 寿 正 重 澄 鏢 讓 義 千 季 龜 遯 巳 善 哲 正 孫 範 庚 凌 久之 亮 一 日 玄 式 旭 良 晚 五 美 謙	一郎 信 一 治 遠 澄 二郎 三郎 光 冬 隆 太郎 吾 一郎 立 太 純 太郎 雄 午郎 雲 之助 順 作 勇 宝 惠 丈 仙 成 郎 治 謙	(枢密院副議長) (枢密顧問官) (文部省宗教局長) (東京帝国大学教授) (東京帝国大学教授) (行政裁判所評定官) (貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (衆議院議員) (正五位勲四等, 實行教*) (勲六等, 金光教*) (従七位, 日本メソヂスト教会*) (真宗本願寺派*) (天主教*) (天台宗*) (神道大教*) (日蓮宗*) (臨濟宗妙心寺派*) (真宗大谷派*) (浄土宗*) (新義真言宗豊山派*) (曹洞宗*) (衆議院議員) (衆議院議員) (文部次官) (法制局参事官) (文部書記官) (文部書記官) (文部書記官) (文部書記官) (司法書記官) (文部事務官)
	書	記	北 北	浦 条	静 虎	彦 雄	
昭和3年	会 委	長 員	平 平 下	沼 山 村	騏 成 寿	一郎 信 一	(枢密院副議長) (枢密顧問官) (文部省宗教局長)

		姉崎正治	(東京帝国大学教授)
		穂積重遠	(東京帝国大学教授)
		清水澄	(行政裁判所評定官)
		福原鏢二郎	(貴族院議員)
		河村讓三郎	(貴族院議員)
		柳原義光	(貴族院議員)
		渡辺千冬	(貴族院議員)
		千秋季隆	(貴族院議員)
		柴田孫太郎	(正五位勲四等, 實行教*)
		佐藤範雄	(勲六等, 金光教*)
		鶴崎庚午郎	(従七位, 日本メソヂスト教会*)
		花田凌雲	(真宗本願寺派*)
		早坂久之助	(天主教*)
		大森亮順	(天台宗*)
		神崎一作	(神道大教*)
		貝山日勇	(日蓮宗*)
		高林玄宝	(臨濟宗妙心寺派*)
		高溪内弑惠	(真宗大谷派*)
		窪川旭丈	(浄土宗*)
		荒木良仙	(新義真言宗豊山派*)
		祥雲晚成	(曹洞宗*)
		田所美治	(貴族院議員)
		栗屋謙	(文部次官)
幹	事	森山銳一	(法制局参事官)
		伊東延吉	(文部書記官)
		菊池豊三郎	(文部書記官)
		河原春作	(文部書記官)
		松尾長造	(文部書記官)
		長島毅	(司法書記官)
書	記	北浦静彦	
		北条虎雄	
昭和4年	会	平沼騏一郎	(枢密院副議長)
	委	田所美治	(貴族院議員)
		清水澄	(行政裁判所評定官)
		望月日謙	(日蓮宗*)
		秦豊助	(衆議院議員)
		潮恵之輔	(内務次官)
		姉崎正治	(東京帝国大学教授)
		大森亮順	(天台宗*)
		紫安新九郎	(衆議院議員)
		柴田孫太郎	(正五位勲四等, 實行教*)
		福原鏢二郎	(貴族院議員)
		高楠順次郎	(正三位勲二等)
		後藤環爾	(真宗本願寺派*)
		河上哲太	(衆議院議員)
		鶴崎庚午郎	(従七位, 日本メソヂスト教会*)
		高林玄宝	(臨濟宗妙心寺派*)
		神崎一作	(神道大教*)

祥雲	晚成	(曹洞宗*)
小原	直	(司法次官)
土橋	八千太	(天主教*)
田子	一民	(衆議院議員)
佐藤	範雄	(勳六等, 金光教*)
穂積	重遠	(東京帝国大学教授)
窪川	旭丈	(浄土宗*)
蔵園	三四郎	(衆議院議員)
千秋	季隆	(貴族院議員)
荒木	良仙	(新義真言宗豊山派*)
河村	讓三郎	(貴族院議員)
柳原	義光	(貴族院議員)
渡辺	千冬	(貴族院議員)
八木	逸郎	(衆議院議員)
森山	銳一	(法制局参事官)
伊東	延吉	(文部書記官)
菊池	豊三郎	(文部書記官)
河原	春作	(文部書記官)
松尾	長造	(文部書記官)
井津	鳴海	
栗田	源助	

幹事
書記

昭和5年

会委
長員

平田	沼所	騏一郎	(枢密院副議長)
清水	澄	美治	(貴族院議員)
望月	日謙		(行政裁判所評定官)
潮	惠之輔		(日蓮宗*)
姉崎	正治		(内務次官)
大森	亮順		(東京帝国大学教授)
柴田	孫太郎		(天台宗*)
福原	鐐二郎		(正五位勳四等, 實行教*)
高楠	順次郎		(貴族院議員)
後藤	環爾		(正三位勳二等)
高林	玄宝		(真宗本願寺派*)
神崎	一作		(臨濟宗妙心寺派*)
祥雲	晚成		(神道大教*)
小原	直		(曹洞宗*)
土橋	八千太		(司法次官)
佐藤	範雄		(天主教*)
穂積	重遠		(勳六等, 金光教*)
窪川	旭丈		(東京帝国大学教授)
千秋	季隆		(浄土宗*)
荒木	良仙		(貴族院議員)
柳原	義光		(新義真言宗豊山派*)
渡辺	千冬		(貴族院議員)
森山	銳一		(貴族院議員)
菊池	豊三郎		(法制局参事官)
河原	春作		(文部書記官)
松尾	長造		(文部書記官)

幹事

	書記	井栗	津田	鳴源	海助	
昭和6年	会長	平田	沼所	騏一郎	美治	(枢密院副議長)
	委員	清水	望月	日謙	澄謙	(貴族院議員)
		姉崎	大森	正治	亮順	(行政裁判所評定官)
		柴田	福原	孫太郎	鐮二郎	(日蓮宗*)
		高楠	後藤	環爾	順次郎	(東京帝国大学教授)
		高林	神崎	一作	玄宝	(天台宗*)
		祥雲	小原	直	晚成	(正五位勲四等, 實行教*)
		土橋	佐藤	範雄	重遠	(貴族院議員)
		穂積	窪川	旭丈	季隆	(正三位勲二等)
		千荒	柳木	良仙	義光	(真宗本願寺派*)
		渡原	森山	銳一	池豐	(臨濟宗妙心寺派*)
	幹事	菊池	河原	春作	長造	(神道大教*)
		松尾	井栗	津田	鳴源	(曹洞宗*)
	書記					(司法次官)
						(天主教*)
						(勲六等, 金光教*)
						(東京帝国大学教授)
						(浄土宗*)
						(貴族院議員)
						(新義真言宗豊山派*)
						(貴族院議員)
						(貴族院議員)
						(法制局参事官)
						(文部書記官)
						(文部書記官)
						(文部書記官)
昭和7年	会長	平田	沼所	騏一郎	美治	(枢密院副議長)
	委員	望月	姉崎	正治	亮順	(貴族院議員)
		柴田	高楠	後藤	環爾	(日蓮宗*)
		高林	神崎	一作	玄宝	(東京帝国大学教授)
		祥雲	土橋	八千太	範雄	(天台宗*)
		佐藤	穂積	窪川	旭丈	(正五位勲四等, 實行教*)
		千荒	柳木	良仙	義光	(正三位勲二等)
						(真宗本願寺派*)
						(臨濟宗妙心寺派*)
						(神道大教*)
						(曹洞宗*)
						(天主教*)
						(勲六等, 金光教*)
						(東京帝国大学教授)
						(浄土宗*)
						(貴族院議員)
						(新義真言宗豊山派*)

			柳渡三室森河松井栗	原辺戸山原尾津田	義千敬鋭春長鳴源	光冬光一作造海助	(貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (法制局参事官) (文部書記官) (文部書記官)
昭和8年	幹事書記	會長員	平田望姉大柴高後高神祥土佐穂窪千荒柳渡三室森河松井栗	沼所月崎森田楠藤林崎雲橋藤積川秋木原辺戸山原尾津田	騏美日正亮孫太郎順次郎環爾玄宝一作成晚八千太範重旭季良義千敬鋭春長鳴源	一郎治謙治順太郎順爾宝作成一千太雄遠丈隆仙光冬光一作造海助	(枢密院副議長) (貴族院議員) (日蓮宗*) (東京帝国大学教授) (天台宗*) (正五位勲四等, 實行教*) (正三位勲二等) (真宗本願寺派*) (臨濟宗妙心寺派*) (神道大教*) (曹洞宗*) (天主教*) (勲六等, 金光教*) (東京帝国大学教授) (浄土宗*) (貴族院議員) (新義真言宗豊山派*) (貴族院議員) (貴族院議員) (貴族院議員) (法制局参事官) (文部書記官) (文部書記官)
昭和9年	幹事書記	會長員	平田望姉大柴高後高神祥土佐穂窪千荒柳渡三室森河松井栗	沼所月崎森田楠藤林崎雲橋藤積川秋木原辺戸山原尾津田	騏美日正亮孫太郎順次郎環爾玄宝一作成晚八千太範重旭季良義千敬鋭春長鳴源	一郎治謙治順太郎順爾宝作成一千太雄遠丈隆仙光冬光一作造海助	(枢密院副議長) (貴族院議員) (日蓮宗*) (天台宗*) (正五位勲四等, 實行教*) (正三位勲二等) (真宗本願寺派*) (臨濟宗妙心寺派*) (神道大教*) (曹洞宗*) (天主教*) (勲六等, 金光教*) (東京帝国大学教授) (浄土宗*)

			千 秋 季 隆	(貴族院議員)
			荒 木 良 仙	(新義真言宗豊山派*)
			柳 原 義 光	(貴族院議員)
			渡 辺 千 冬	(貴族院議員)
			三室戸 敬 光	(貴族院議員)
	幹 事		森 山 銳 一	(法制局參事官)
	書 記		橋 本 綱 太 郎	(文部書記官)
			井 津 鳴 海	
			栗 田 源 助	
昭和 1 0 年	会 委	長 員	平 沼 騏 一 郎	(樞密院副議長)
			田 所 美 治	(貴族院議員)
			望 月 日 謙	(日蓮宗*)
			大 森 亮 順	(天台宗*)
			柴 田 孫 太 郎	(正五位勳四等, 實行教*)
			高 楠 順 次 郎	(正三位勳二等)
			後 藤 環 爾	(真宗本願寺派*)
			高 林 玄 宝	(臨濟宗妙心寺派*)
			神 崎 一 作	(神道大教*)
			祥 雲 晚 成	(曹洞宗*)
			土 橋 八 千 太	(天主教*)
			佐 藤 範 雄	(勳六等, 金光教*)
			穂 積 重 遠	(東京帝国大学教授)
			窪 川 旭 丈	(浄土宗*)
			千 秋 季 隆	(貴族院議員)
			荒 木 良 仙	(新義真言宗豊山派*)
			柳 原 義 光	(貴族院議員)
			渡 辺 千 冬	(貴族院議員)
			三室戸 敬 光	(貴族院議員)
	幹 事		森 山 銳 一	(法制局參事官)
	書 記		橋 本 綱 太 郎	(文部書記官)
			栗 田 源 助	
			劍 持 平 八 郎	
昭和 1 1 年	会 委	長 員	荒 井 賢 太 郎	(樞密院副議長)
			田 所 美 治	(貴族院議員)
			川 越 丈 雄	(大藏次官)
			山 本 厚 三	(文部政務次官)
			清 水 澄	(樞密顧問官)
			沢 田 竹 治 郎	(行政裁判所評定官)
			増 田 日 光	(日蓮宗*)
			安 藤 正 純	(衆議院議員)
			竜 山 巖 雄	(真宗大谷派*)
			湯 沢 三 千 男	(内務次官)
			姉 崎 正 治	(正三位勳二等)
			大 森 亮 順	(天台宗*)
			次 田 大 三 郎	(法制局長官)
			川 崎 末 五 郎	(衆議院議員)
			作 田 高 太 郎	(文部参与官)

柴田孫太郎	(正五位勳四等, 實行教*)
塚本清治	(貴族院議員)
三室戸敬光	(貴族院議員)
高楠順次郎	(東京帝国大学名誉教授)
藤音得忍	(真宗本願寺派*)
小林 錡	(衆議院議員)
富田 滿	(日本基督教会*)
天岫接三	(臨濟宗妙心寺派*)
河原春作	(文部次官)
神崎一作	(神道大教*)
今井鉄城	(曹洞宗*)
長島 毅	(司法次官)
土橋八千太	(天主公教*)
益谷秀次	(衆議院議員)
佐藤範雄	(勳六等, 金光教*)
下村寿一	(正四位勳二等)
穂積重遠	(東京帝国大学教授)
窪川旭丈	(浄土宗*)
斉藤直橋	(衆議院議員)
千秋季隆	(貴族院議員)
石堂惠猛	(古義真言宗*)
岡 喜七郎	(貴族院議員)
柳原義光	(貴族院議員)
渡辺千冬	(貴族院議員)
野村嘉六	(衆議院議員)
高田休広	(文部省宗教局長)
木辺孝慈	(從三位, 真宗木辺派*)
佐藤基	(法制局参事官)
奥野健一	(司法書記官)
阿原謙蔵	(文部書記官)
橋本綱太郎	(文部書記官)
柴沼直	(文部書記官)
栗田源助	
劍持平八郎	

臨時委員
幹事

書記

昭和12年

會長
委員

荒井賢太郎	(枢密院副議長)
田所美治	(貴族院議員)
清水澄	(枢密顧問官)
沢田竹治郎	(行政裁判所評定官)
増田日光	(日蓮宗*)
姉崎正治	(正三位勳二等)
大森亮順	(天台宗*)
柴田孫太郎	(正五位勳四等, 實行教*)
塚本清治	(貴族院議員)
三室戸敬光	(貴族院議員)
高楠順次郎	(東京帝国大学名誉教授)
藤音得忍	(真宗本願寺派*)
富田 滿	(日本基督教会*)
天岫接三	(臨濟宗妙心寺派*)

神崎	一作	(神道大教*)
今井	鉄城	(曹洞宗*)
長島	毅	(司法次官)
土橋	八千太	(天主教*)
佐藤	範雄	(勲六等, 金光教*)
下村	寿一	(正四位勲二等)
穂積	重遠	(東京帝国大学教授)
窪川	旭丈	(浄土宗*)
千秋	季隆	(貴族院議員)
石堂	恵猛	(古義真言宗*)
岡	喜七郎	(貴族院議員)
柳原	義光	(貴族院議員)
渡辺	千冬	(貴族院議員)
木辺	孝慈	(從三位, 真宗木辺派*)
佐藤	基	(法制局参事官)
稲田	清助	(文部書記官)
青戸	精一	(文部書記官)
栗田	源助	
劍持	平八郎	

臨時委員
幹事

書記

昭和13年

會長
委員

原	嘉道	(枢密院副議長)
田	所美治	(貴族院議員)
石	渡莊太郎	(大蔵次官)
内ヶ崎	作三郎	(文部政務次官)
清水	澄	(枢密顧問官)
沢田	竹治郎	(行政裁判所評定官)
増田	日光	(日蓮宗*)
加藤	知正	(衆議院議員)
沼波	政憲	(真宗大谷派*)
館	哲二	(内務次官)
姉崎	正治	(正三位勲二等)
大森	亮順	(天台宗*)
船田	中	(法制局長官)
作田	高太郎	(衆議院議員)
池崎	忠孝	(文部参与官)
佐野	常羽	(從二位勲三等功四級)
塚本	清治	(貴族院議員)
三室戸	敬光	(貴族院議員)
高楠	順次郎	(東京帝国大学名誉教授)
増山	顕珠	(真宗本願寺派*)
松山	常次郎	(衆議院議員)
富田	満	(日本基督教会*)
天岫	接三	(臨濟宗妙心寺派*)
伊東	延吉	(文部次官)
坂田	実	(禊教*)
今井	鉄城	(曹洞宗*)
岩村	通世	(司法次官)
土橋	八千太	(天主教*)
工藤	十三雄	(衆議院議員)

佐藤	範雄	(勲六等, 金光教*)
下村	寿一	(正四位勲二等)
穂積	重遠	(東京帝国大学名誉教授)
里見	達雄	(浄土宗*)
斎藤	直橋	(衆議院議員)
千秋	季隆	(貴族院議員)
石堂	恵猛	(古義真言宗*)
岡	喜七郎	(貴族院議員)
柳原	義光	(貴族院議員)
渡辺	千冬	(貴族院議員)
野村	嘉六	(衆議院議員)
松尾	長造	(文部省宗教局長)
木辺	孝慈	(從三位, 真宗木辺派*)
宮内	乾	(法制局参事官)
橋本	昂藏	(營繕管財局書記官)
根本	松男	(司法書記官)
朝比奈	策太郎	(文部書記官)
岩松	五良	(文部書記官)
稲田	清助	(文部書記官)
青戸	精一	(文部書記官)
林	春夫	
篠原	義雄	

臨時委員
幹事

書記

昭和14年

會長
委員

原	嘉道	(枢密院副議長)
田	所美治	(貴族院議員)
大	野竜太	(大蔵次官)
作	田高太郎	(文部政務次官)
清	水澄	(枢密顧問官)
沢	田竹治郎	(行政裁判所評定官)
塩	出孝潤	(日蓮宗*)
加	藤知正	(衆議院議員)
安	田力	(真宗大谷派*)
大	達茂雄	(内務次官)
姉	崎正治	(正三位勲二等)
大	森亮順	(天台宗*)
唐	沢俊樹	(法制局長官)
原	夫次郎	(衆議院議員)
伊	豆富人	(文部参与官)
佐	野常羽	(從二位勲三等功四級)
塚	本清治	(貴族院議員)
高	楠順次郎	(東京帝国大学名誉教授)
朝	倉曉瑞	(真宗本願寺派*)
松	山常次郎	(衆議院議員)
富	田満	(日本基督教会*)
天	岫接三	(臨濟宗妙心寺派*)
大	村清一	(文部次官)
坂	田実	(禊教*)
今	井鉄城	(曹洞宗*)
岩	村通世	(司法次官)

	土橋	八千太	(天主教*)
	小高	長三郎	(衆議院議員)
	佐藤	範 雄	(勲六等)
	下村	寿 一	(正四位勲二等)
	穂積	重 遠	(東京帝国大学教授)
	里見	達 雄	(浄土宗*)
	斎藤	直 橘	(衆議院議員)
	千秋	季 隆	(貴族院議員)
	石堂	恵 猛	(古義真言宗*)
	岡	喜七郎	(貴族院議員)
	柳原	義 光	(貴族院議員)
	野村	嘉 六	(衆議院議員)
	松尾	長 造	(文部省宗教局長)
臨時委員	木 宮	辺 孝	(從三位, 真宗木辺派*)
幹 事	橋本	内 昂	(法制局参事官)
	根本	松 蔵	(營繕管財局書記官)
	宮崎	謙 男	(司法書記官)
	稲田	清 太	(文部書記官)
	青 戸	精 助	(文部書記官)
書 記	林 原	精 一	(文部書記官)
	篠 原	春 夫	
		義 雄	

3 会長及び委員等の任期

番号	種別	職名等	氏名	大 15	昭 2	昭 3	昭 4	昭 5	昭 6	昭 7	昭 8	昭 9	昭 10	昭 11	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	任期
会 1	会長	枢密院副議長	平沼騏一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					大 15.5.13～昭 11.3.13
会 2	会長	枢密院副議長	荒井賢太郎											○	○	○			昭 11.5.13～昭 13.1.29 (死去)
会 3	会長	枢密院副議長	原 嘉道													○	○	○	昭 13.2.23～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 1	委員	内務次官	赤木 朝治										○	○					昭 10.12.6～昭 11.3.13
委 2	委員	臨濟宗妙心寺派	天岫 接三										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 3	委員	真宗本願寺派	朝倉 暁瑞														○	○	昭 14.6.21～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 4	委員	東京帝国大学 教授→正三位 勲二等	姉崎 正治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 9.3.31, 昭 10.12.6 ～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 5	委員	衆議院議員	荒川 五郎	○	○	○													大 15.6.29～昭 3.1.21
委 6	委員	貴族院議員	荒川義太郎	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.1 (死去)
委 7	委員	新義真言宗豊 山派	荒木 良仙	○	○	○	○	○	○	○	○	○							大 15.5.13～昭 10.12.6
委 8	委員	文部次官	粟屋 謙		○	○	○												昭 2.5.2～昭 4.10.9
委 9	委員	衆議院議員	安藤 正純	○	○	○	○						○	○	○				大 15.5.13～昭 3.1.21, 昭 3.12.26 ～昭 4.4.27, 昭 10.12.6～昭 11.1.21, 昭 11.5.13～昭 12.3.31
委 10	委員	文部参与官	池崎 忠孝												○	○	○		昭 12.12.8～昭 14.1.19
委 11	委員	文部次官	石黒 英彦													○	○		昭 13.12.28～昭 14.9.5
委 12	委員	古義真言宗	石堂 恵猛										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 13	委員	大蔵次官	石渡荘太郎												○	○	○		昭 12.12.8～昭 14.1.6
委 14	委員	文部参与官	伊豆 富人														○	○	昭 14.9.28～昭 15.1.24
委 15	委員	文部次官	伊東 延吉												○	○			昭 12.12.8～昭 13.12.23
委 16	委員	曹洞宗	今井 鉄城										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 17	委員	司法次官	岩村 通世													○	○	○	昭 13.3.24～昭 15.1.17
委 18	委員	従七位, 日本メ ソヂスト教会	鶴崎庚午郎	○	○	○	○	○											大 15.5.13～昭 5.4.3 (死去)
委 19	委員	内務次官	潮 恵之輔			○	○	○	○										昭 3.12.26～昭 6.8.8
委 20	委員	衆議院議員→ 文部政務次官	内ヶ崎作三郎			○	○								○	○	○		昭 3.12.26～昭 4.8.19, 昭 12.12.8 ～昭 14.1.9
委 21	委員	内務次官	大達 茂雄														○	○	昭 14.9.28～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 22	委員	大蔵次官	大野 竜太														○	○	昭 14.3.17～昭 15.4.1 (官制廃止)

番号	種別	職名等	氏名	大 15	昭 2	昭 3	昭 4	昭 5	昭 6	昭 7	昭 8	昭 9	昭 10	昭 11	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	任期
委 23	委員	法制局長官	大橋 八郎											○					昭 11.1.21～昭 11.3.10
委 24	委員	文部次官	大村 清一														○	○	昭 14.9.9～昭 15.1.20
委 25	委員	天台宗	大森 亮順	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 26	委員	貴族院議員	岡 喜七郎										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 27	委員	衆議院議員	小高長三郎														○	○	昭 14.3.17～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 28	委員	司法次官	小原 直			○	○	○	○										昭 3.12.26～昭 6.12.21
委 29	委員	衆議院議員	折原巳一郎	○	○	○													大 15.5.13～昭 3.1.21
委 30	委員	日蓮宗	貝山 日勇	○	○	○													大 15.5.13～昭 3.12.26
委 31	委員	衆議院議員	加藤 知正												○	○	○	○	昭 12.12.8～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 32	委員	法制局長官	金森徳次郎										○	○					昭 10.12.6～昭 11.1.11
委 33	委員	貴族院議員	上山満之進	○															大 15.5.13～大 15.10.11
委 34	委員	大蔵次官	賀屋 興宣												○				昭 12.3.10～昭 12.6.5
委 35	委員	法制局長官	唐沢 俊樹														○	○	昭 14.9.28～昭 15.1.16
委 36	委員	衆議院議員	河上 哲太	○	○	○	○	○											大 15.5.13～昭 3.1.21, 昭 3.12.26 ～昭 5.1.21
委 37	委員	大蔵次官→法 制局長官	川越 丈雄											○	○				昭 11.5.13～昭 12.2.2, 昭 12.3.10 ～昭 12.6.4
委 38	委員	衆議院議員	川崎末五郎											○	○				昭 11.5.13～昭 12.3.31
委 39	委員	内務次官	川崎 卓吉	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.23
委 40	委員	文部次官	河原 春作											○	○				昭 11.6.13～昭 12.6.7
委 41	委員	貴族院議員	河村讓三郎	○	○	○	○	○											大 15.5.13～昭 5.4.14 (死去)
委 42	委員	神道大教	神崎 一作	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				大 15.5.13～昭 13.3.3 (死去)
委 43	委員	衆議院議員	工藤十三雄												○	○	○		昭 12.12.8～昭 14.3.17
委 44	委員	浄土宗	窪川 旭丈	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				大 15.5.13～昭 13.3.24
委 45	委員	衆議院議員	熊谷 直太											○					昭 11.5.13～昭 11.9.10
委 46	委員	衆議院議員	蔵園三四郎			○	○	○											昭 3.12.26～昭 5.1.21
委 47	委員	法制局長官	黒崎 定三														○		昭 14.3.17～昭 14.8.30
委 48	委員	大蔵次官	黒田 英雄			○	○												昭 3.12.26～昭 4.7.4
委 49	委員	真宗本願寺派	後藤 環爾			○	○	○	○	○	○	○	○						昭 3.12.26～昭 11.2.23 (死去)
委 50	委員	衆議院議員	小林 銚											○	○				昭 11.9.10～昭 12.3.31
委 51	委員	文部政務次官	小柳 牧衛														○		昭 14.1.24～昭 14.9.19
委 52	委員	衆議院議員	斎藤 直橘											○	○	○	○	○	昭 11.5.13～昭 12.3.31, 昭 12.12.8 ～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 53	委員	禊教	坂田 実													○	○	○	昭 13.3.24～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 54	委員	文部参与官→ 衆議院議員→ 文部政務次官	作田高太郎											○	○	○	○	○	昭 11.5.13～昭 11.12.28, 昭 12.12.8 ～昭 15.1.24, 昭 14.10.10～昭 15.1.24

番号	種別	職名等	氏名	大 15	昭 2	昭 3	昭 4	昭 5	昭 6	昭 7	昭 8	昭 9	昭 10	昭 11	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	任期
委 55	委員	曹洞宗	祥雲 晩成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						大 15.5.13～昭 10.12.6
委 56	委員	京都帝国大学 教授	佐々木惣一	○															大 15.5.13～大 15.10.11
委 57	委員	勲六等, 金光教	佐藤 範雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 58	委員	浄土宗	里見 達雄												○	○	○		昭 13.3.24～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 59	委員	従二位勲三等 功四級	佐野 常羽												○	○	○		昭 13.3.24～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 60	委員	行政裁判所評 定官	沢田竹治郎											○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 61	委員	日蓮宗	塩出 孝潤												○	○	○		昭 13.11.26～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 62	委員	内務次官	篠原英太郎											○					昭 12.3.10～昭 12.6.5
委 63	委員	正五位勲四等, 實行教	柴田孫太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			大 15.5.13～昭 13.3.24
委 64	委員	行政裁判所評 定官→枢密顧 問官	清水 澄	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 7.1.30, 昭 10.12.6 ～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 65	委員	文部省宗教局 長→正四位勲 二等	下村 寿一	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 4.6.30, 昭 10.12.6 ～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 66	委員	貴族院議員	千秋 季隆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 14.7.9, 昭 14.8.9～ 昭 15.4.1 (官制廃止)
委 67	委員	文部政務次官	添田敬一郎										○	○					昭 10.12.6～昭 11.3.25
委 68	委員	東京帝国大学 教授→正三位 勲二等→東京 帝国大学名誉 教授	高楠順次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 2.3.31, 昭 3.12.26 ～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 69	委員	文部省宗教局 長	高田 休広										○	○	○				昭 10.12.6～昭 12.7.7
委 70	委員	臨濟宗妙心寺 派	高林 玄宝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						大 15.5.13～昭 10.12.6
委 71	委員	衆議院議員	高見 之通										○	○					昭 10.12.6～昭 11.1.21
委 72	委員	文部参与官	武智 勇記											○					昭 11.1.1～昭 12.2.24
委 73	委員	衆議院議員	建部 遯吾	○	○	○													大 15.5.13～昭 3.1.21
委 74	委員	衆議院議員	田子 一民			○	○	○											昭 3.12.26～昭 5.1.21
委 75	委員	内務次官	館 哲二												○	○			昭 13.7.29～昭 14.9.5
委 76	委員	真宗大谷派	竜山 厳雄										○	○	○				昭 10.12.6～昭 12.4.1 (死去)

番号	種別	職名等	氏名	大 15	昭 2	昭 3	昭 4	昭 5	昭 6	昭 7	昭 8	昭 9	昭 10	昭 11	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	任期	
委 77	委員	貴族院議員	田所 美治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.10.11～昭 15.4.1 (官制廃止)	
委 78	委員	衆議院議員	田中祐四郎										○	○					昭 10.12.6～昭 11.1.21	
委 79	委員	衆議院議員	田中 善立	○	○	○													大 15.5.13～昭 3.1.21	
委 80	委員	真宗大谷派	溪内 弑恵	○	○	○	○												大 15.5.13～昭 4.9.27 (死去)	
委 81	委員	貴族院議員	塚本 清治										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)	
委 82	委員	法制局長官	次田大三郎											○	○				昭 11.5.13～昭 12.2.2	
委 83	委員	大蔵次官	津島 寿一										○	○					昭 10.12.6～昭 11.3.13	
委 84	委員	天主教	土橋八千太			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	昭 3.12.26～昭 15.4.1 (官制廃止)	
委 85	委員	大蔵次官	田 昌	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.22	
委 86	委員	日本基督教会	富田 満										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)	
委 87	委員	衆議院議員	中川 観秀										○	○					昭 10.12.6～昭 11.1.21	
委 88	委員	司法次官	長島 毅										○	○	○				昭 10.12.6～昭 12.12.27	
委 89	委員	真宗大谷派	沼波 政憲												○	○			昭 12.12.8～昭 13.11.18	
委 90	委員	文部参与官	野中 徹也														○		昭 14.1.24～昭 14.9.19	
委 91	委員	衆議院議員	野村 嘉六										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 11.1.21, 昭 11.5.13 ～昭 12.3.31, 昭 12.12.8～昭 15.4.1 (官制廃止)	
委 92	委員	衆議院議員	秦 豊助			○	○	○											昭 3.12.26～昭 5.1.21	
委 93	委員	真宗本願寺派	花田 凌雲	○	○	○													大 15.5.13～昭 3.12.26	
委 94	委員	内務次官	羽生 雅則													○			昭 13.3.24～昭 13.6.24	
委 95	委員	天主教	早坂久之助	○	○	○													大 15.5.13～昭 3.12.26	
委 96	委員	司法次官	林 頼三郎	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.24	
委 97	委員	衆議院議員	林田亀太郎	○	○														大 15.5.13～昭 2.12.1 (死去)	
委 98	委員	衆議院議員	原 夫次郎															○	○	昭 14.10.10～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 99	委員	枢密顧問官	平山 成信	○	○	○	○												大 15.5.13～昭 4.9.25 (死去)	
委 100	委員	内務次官	広瀬 久忠												○				昭 12.12.8～昭 12.12.24	
委 101	委員	貴族院議員	福原隼二郎	○	○	○	○	○	○	○									大 15.5.13～昭 7.1.17 (死去)	
委 102	委員	真宗本願寺派	藤音 得忍											○	○	○			昭 11.5.13～昭 13.8.4	
委 103	委員	法制局長官	船田 中												○	○			昭 12.12.8～昭 14.1.5	
委 104	委員	東京帝国大学 教授	穂積 重遠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 15.4.1 (官制廃止)	
委 105	委員	法制局長官	前田 米蔵			○	○												昭 3.12.26～昭 4.7.2	
委 106	委員	日蓮宗	増田 日光										○	○	○	○			昭 10.12.6～昭 13.11.26	
委 107	委員	衆議院議員	益谷 秀次											○	○				昭 11.9.10～昭 12.3.31	
委 108	委員	真宗本願寺派	増山 顕珠												○	○			昭 13.8.4～昭 14.6.21	
委 109	委員	文部次官	松浦鎮次郎	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.26	

番号	種別	職名等	氏名	大 15	昭 2	昭 3	昭 4	昭 5	昭 6	昭 7	昭 8	昭 9	昭 10	昭 11	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	任期
委 110	委員	文部省宗教局長	松尾 長造												○	○	○	○	昭 12.12.8～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 111	委員	衆議院議員	松山常次郎											○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 11.1.21, 昭 12.12.8～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 112	委員	文部次官	三辺 長治										○	○					昭 10.12.6～昭 11.6.9
委 113	委員	貴族院議員	三室戸敬光							○	○	○	○	○	○	○			昭 7.2.3～昭 14.7.9
委 114	委員	衆議院議員	紫安新九郎			○	○	○											昭 3.12.26～昭 5.1.21
委 115	委員	日蓮宗	望月 日謙			○	○	○	○	○	○	○							昭 3.12.26～昭 10.12.6
委 116	委員	衆議院議員	八木 逸郎				○	○											昭 4.8.19～昭 5.1.21
委 117	委員	真宗大谷派	安田 力													○	○	○	昭 13.11.18～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 118	委員	貴族院議員	柳原 義光	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 14.7.9, 昭 14.8.9～昭 15.4.1 (官制廃止)
委 119	委員	法制局長官	山川 瑞夫	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.20
委 120	委員	文部政務次官	山崎達之輔			○	○												昭 3.12.26～昭 4.4.27
委 121	委員	文部参与官	山道 襄一	○	○														大 15.5.13～昭 2.4.22
委 122	委員	衆議院議員	山下 谷次											○					昭 11.5.13～昭 11.6.5 (死去)
委 123	委員	文部参与官	山柙 儀重											○	○				昭 10.12.6～昭 11.3.25
委 124	委員	文部政務次官	山本 厚三												○	○			昭 11.5.13～昭 12.2.4
委 125	委員	内務次官	湯沢三千男												○	○			昭 11.5.13～昭 12.2.10
委 126	委員	貴族院議員	渡辺 千冬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 15.5.13～昭 14.7.9, 昭 14.8.9～昭 14.8.26
臨 1	臨時委員	従三位, 真宗木辺派	木辺 孝慈											○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 15.4.1 (官制廃止)
幹 1	幹事	文部書記官	青戸 精一												○	○	○	○	昭 12.-.-～昭 15.4.1 (官制廃止)
幹 2	幹事	文部書記官	阿原 謙蔵											○	○	○			昭 10.12.6～昭 12.6.7
幹 3	幹事	文部書記官	伊東 延吉	○	○	○	○												大 15.5.13～昭 4.10.9
幹 4	幹事	文部書記官	稲田 清助												○	○	○	○	昭 12.-.-～昭 15.4.1 (官制廃止)
幹 5	幹事	文部書記官	岩松 五良													○	○		昭 13.5.26～昭 14.9.16
幹 6	幹事	文部事務官	小笠原豊光			○	○												昭 3.12.26～昭 4.5.20
幹 7	幹事	司法書記官	奥野 健一											○					昭 11.9.10～昭 -.-.-
幹 8	幹事	文部書記官	河原 春作	○	○	○	○	○	○	○	○	○							大 15.5.13～昭 9.5.29
幹 9	幹事	文部書記官	菊池豊三郎	○	○	○	○	○	○	○									大 15.5.13～昭 7.7.10
幹 10	幹事	司法書記官	鬼頭 豊隆				○												昭 4.1.19～昭 4.8.1
幹 11	幹事	文部書記官	窪田 治輔				○												昭 4.1.19～昭 4.7.1
幹 12	幹事	文部書記官	朝比奈策太郎												○	○	○		昭 12.12.8～昭 14.4.21
幹 13	幹事	法制局参事官	佐藤 基											○	○	○	○		昭 10.12.6～昭 13.1.11

番号	種別	職名等	氏名	大 15	昭 2	昭 3	昭 4	昭 5	昭 6	昭 7	昭 8	昭 9	昭 10	昭 11	昭 12	昭 13	昭 14	昭 15	任期
幹 14	幹事	文部書記官	柴沼 直										○	○	○				昭 10.12.6～昭 12.-.-
幹 15	幹事	司法書記官	関 宏二郎										○	○					昭 10.12.6～昭 11.-.-
幹 16	幹事	文部書記官	関口 勲														○		昭 14.6.21～昭 14.9.28
幹 17	幹事	司法書記官	長島 毅	○	○	○													大 15.5.31～昭 3.12.24
幹 18	幹事	司法書記官	根本 松男												○	○	○	○	昭 12.12.8～昭 15.4.1 (官制廃止)
幹 19	幹事	文部書記官	橋本綱太郎									○	○	○	○				昭 9.6.16～昭 12.7.8
幹 20	幹事	営繕管財局書記官	橋本 昂蔵										○	○	○	○	○	○	昭 10.12.6～昭 -.-.-, 昭 12.12.8 ～昭 15.4.1 (官制廃止)
幹 21	幹事	文部書記官	松尾 長造	○	○	○	○	○	○	○	○	○							大 15.5.13～昭 9.6.16
幹 22	幹事	法制局参事官	宮内 乾													○	○		昭 13.5.26～昭 14.-.-
幹 23	幹事	文部書記官	宮崎 謙太														○	○	昭 14.9.28～昭 15.4.1 (官制廃止)
幹 24	幹事	法制局参事官	森山 鋭一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						大 15.5.13～昭 10.12.6
幹 25	幹事	文部事務官	鷺野 重光	○	○														大 15.6.29～昭 2.10.7
書 1	書記		井津 鳴海				○	○	○	○	○	○							昭 -.-.-～昭 -.-.-
書 2	書記		北浦 静彦	○	○	○													昭 -.-.-～昭 -.-.-
書 3	書記		栗田 源助				○	○	○	○	○	○	○	○					昭 -.-.-～昭 -.-.-
書 4	書記		剣持平八郎										○	○	○				昭 -.-.-～昭 -.-.-
書 5	書記		篠原 義雄													○	○	○	昭 -.-.-～昭 15.4.1 (官制廃止)
書 6	書記		林 春夫													○	○	○	昭 -.-.-～昭 15.4.1 (官制廃止)
書 7	書記		北条 虎雄	○	○	○													昭 -.-.-～昭 -.-.-

『宗教行政』（昭和7年～昭和12年）総目録

1 解題

『宗教行政』は、文部省宗教局内の宗教行政研究会が発行した雑誌である。昭和7年に創刊され、昭和12年の第13号まで発行された。判型はA5判で、宗教団体に関する実務と学術研究の両面を兼ね備えた雑誌であった。

宗教行政研究会の体制について、創刊号に掲載された「宗教行政研究会々則」によれば、目的は「宗教行政に関する諸問題の研究」であり、事業は「1、研究会、講習会の開催 2、資料の収集 3、「宗教行政」の発行」、事務局は「文部省宗教局内」とある。

同誌は、宗教局の準機関誌として位置づけられる。組織上は、宗教局と切り離して研究会を運営しており、「同人四人の私費経営に過ぎない本誌」（「編輯後記」第3号）であったという。投稿者を見ると、外部寄稿者の名前も見えるが、ほとんどが宗教局職員である。また宗教局が実施した各種の統計調査の結果も掲載されている。

この同人とは、宗教局の職員であり、第1号には当初の事務担当者として、川村精治（主任）、井津鳴海、小関紹夫、桧垣良一の名前が記載されている。この後、宗教行政研究会の同人には、宗教局に着任した複数の職員が加わる。

『宗教行政』をもとに、さらなる成果が生まれた。8回にわたって連載された「宗教法令類纂」を集成して、宗教行政研究会編『宗教法令類纂』（宗教行政研究会発行、棚沢書店発売、昭和9年）が刊行された。また職員の高田武は、後に歴史学者となるが、投稿論文をとりまとめて、『日本宗教制度史の研究』（厚生閣、昭和13年）を出版した。

図 『宗教行政』の表紙（創刊号と終刊号）
第1号（昭和7年4月発行） 第13号（昭和12年11月発行）



2 総目録

凡例

- (1) 記事の採録について、原則として各号所載の目次を参照して、本文中にある見出しと異なる場合は、本文の記載事項を優先した。原文の明らかな誤字は、訂正した。
- (2) 見出しにおいて、補足事項は、〔 〕で記した。
- (3) 連載記事「宗教法令類纂」は、掲載号の巻末に掲載されているが、ページ数は本文とは別であり、連載記事が連続するようにページ番号が記されている。

第1号 (昭和7年4月15日発行)

発刊の辞		[i]
教派神道の宗教団体としての特質	川村 精治	1
上代仏教の政治機構と其経済	井津 鳴海	16
日本に於ける宗教の地方分布—神道篇—	桧垣 良一	49
信教自由論	井上 恵行	86
宗教法人と其の实例	植田賢太郎	109
宗教々育概説	川村 精治	127
伊太利の政教事情 [1]	相原一郎介	148
国定教科書に現れたる宗教に関する事項		162
類似宗教団体調 其 1		190
海外布教の現状		199
宗教統計 神道, 仏道, 基督教信徒数調 昭和4年 末現在		205
次号より質疑応答欄開設		251
宗教に関する判決例及例規		252
判決例 宗教的施設の尊厳は斯くまで重視される		252
例規 庫裡は家屋税免除		266
例規 講社の取扱に就いて		271
編集後記	N・I	276

第2号 (昭和7年7月15日発行)

寺院教会に於ける受益者負担と清算金批判	川村 精治	1
米国に於ける宗教法人の特質	井上 恵行	15
日本に於ける宗教の地方分布—仏教編 其 1—	桧垣 良一	43
神仏道教会所	植田賢太郎	72
守札は誰でも出せるものか	小関 紹夫	84
檀信徒総代人の選定に就て	井津 鳴海	96
例規 寺院所有地の長期賃貸借は処分行為なり		109
宗教に関する判決例		115
廃寺たるには廃寺処分を要す—廃寺状態直ちに廃 寺ならず—		115
府県令と信教行為の制限		137
伊太利の政教事情 [2]	相原一郎介	151
質疑応答欄		160
宗教施設に対する税制上の特典		162
国際条約中宗教に関する事項		170

類似宗教団体調 其 2		181
宗教家の経営に係る中等学校以上の諸学校調		186
宗教統計		
神・仏・基三教各派現勢一覧 昭和 4 年末現在		199
仏教檀家戸数調 昭和 5 年末現在		206
宗教行政参考書目		228
カール教授逝く	I・A	230
編集後記	N・I	232

第 3 号 (昭和 7 年 11 月 18 日発行) 「宗教家経営社会施設号」

神仏道教宗派の社会施設に就て	川村 精治	1
宗教社会運動の一齣	小関 紹夫	15
仏教社会事業史の展望	豊田 武	29
独逸福音派教会の社会事業—特に内国伝道に就て—	相原一郎介	47
江戸時代に於ける寺院事業の特例—縁切寺東慶寺—	井津 鳴海	61
本邦基督教社会事業略史	小関 紹夫	77
独逸に於ける性道德の頹廢と宗教家の活動	井上 恵行	101
仏教社会事業年表—附, 切支丹社会事業—		117
時局匡救と教宗派の活動		129
宗教家経営社会施設調	桧垣 良一	154
宗教家経営中等以上学校調補遺		305
私設社会施設関係法規便覧		313
新刊紹介		345
編集後記	R	349

第 4 号 (昭和 8 年 1 月 20 日発行)

教派神道の政治機構に対する私見	川村 精治	1
王朝時代の僧尼取締—大宝令まで—	井津 鳴海	13
宗教に対する刑法上の保護 其 1—独逸刑法改正案 を中心として—	井上 恵行	31
中世寺院の議決機関について	豊田 武	47
基督教の宣教と教会の手續	桧垣 良一	74
托鉢取締に就て	小関 紹夫	84
判決例		91
寺院の債務負担行為後に於ける檀徒総代の追認は 有効		91
住職任免運動契約は無効である		96
伊太利の政教事情 [3]	相原一郎介	100
質疑応答		110
教会所で幼稚園を開設しても差支へないか		110
南米ブラジルの布教		110
新宗教を宣布するには		112
守札と登録商標		113
宗教の定義		114
類似宗教団体調 其 3		127
宗教統計		135
宗教施設と世帯数・人口数の割合—附, 神社—		136
神道, 仏教海外布教の現況		143

	新刊紹介		164
	宗教行政参考書目		168
	編集後記	井津	169
第5号	(昭和8年4月28日発行)		
	寺族保護に就て	川村 精治	1
	宗教に対する刑法上の保護〔其2〕—独逸刑法改正案を中心として—	井上 恵行	15
	寺院本末関係の発生とその発展	豊田 武	40
	宗教の法的保護に就て 其1	小関 紹夫	84
	神仏道教宗派提出の報告	桧垣 良一	97
	判決例		112
	憲法28条と宗教師の辞職		112
	祈祷禁厭と医療妨礙罪		116
	伊太利の政教事情〔4〕	相原一郎介	120
	質疑応答		136
	寺院の新設		136
	修道院の所在地と其生活		137
	講習会参列者の汽車賃割引		139
	寺有財産を処分して財団を設立し度い		140
	宗教に関する法人一覧 1		141
	仏教各宗派の寺族関係現行規定		170
	神・仏・基三教信徒数調(府県別)昭和5年末現在		188
	新刊紹介		204
	宗教行政参考書目		211
	宗教行政 自創刊号至第4号 総目録		213
	宗教法令類纂 1—第1類 憲法,官制 第2類 神		別1
	仏道—		
	編集後記	N・I	
第6号	(昭和8年7月25日発行)		
	宗教家への所得税賦課問題	川村 精治	1
	ナチス政権下に於ける独逸宗教界	相原一郎介	11
	寺院取扱の一例	桧垣 良一	28
	武家時代以後の勸進勸化	井津 鳴海	33
	質疑応答		43
	遺骨の委託		43
	教会所と鳥居		43
	世界宗教大会		44
	檀信徒総代の改選届		45
	日本の天主教教会と羅馬法王		45
	宗教に関する法人一覧 2		46
	宗教類似団体調 其4		65
	宗教行政参考書目		68
	編輯後記	N・I	69
	宗教法令類纂 2—第2類 神仏道,第3類 基督教,		別101
	第4類 報告—		

第7号	(昭和8年11月27日発行)		
	檀家制度の展開	豊田 武	1
	宗費賦課の実際問題	川村 精治	32
	独逸福音教会の成立	相原一郎介	59
	正誤〔第6号「ナチス政権下に於ける独逸宗教界」〕		64
	或寺の鼠の話—英国の寺院経済について—	井上 恵行	65
	質疑応答		78
	境内地の限界に対する方針		78
	庵室を寺院に引直すには		78
	宗教経済の参考書		79
	法人理事者としての心得		80
	独逸福音教会憲法（暫定訳）		82
	類似宗教団体調 其5		87
	神仏基三教の施設並教師と信徒との割合		91
	宗教に関する法人一覧 其3		97
	宗教行政参考書目		110
	宗教法令類纂 3—第5類 関係法規—		別 263
第8号	(昭和9年3月10日発行)		
	明治以降に於ける神仏基三教教勢の消長	桧垣 良一	1
	僧尼令の刑罰法と立法の精神	井津 鳴海	8
	ブツクレヴュー		19
	六未荘雑記—教団統轄権を繞りて—	川村 精治	24
	「宗教」と云ふ訳語に就いて	相原一郎介	29
	ブツクレヴュー		29
	江戸時代の寺領概説—上地問題序説— 1	豊田 武	34
	二武の破仏考—支那に於ける道仏抗争—	益永 為美	47
	質疑応答		58
	内地法人の植民地関係		58
	仏堂と宗費賦課問題		59
	教会所の共同設立		59
	明細帳脱漏編入の手続		60
	類似宗教団体調 其6		61
	神・仏・基三教信徒類調（府県別）昭和6年末現在		68
	宗教行政 自第5号至第8号 総目録		84
	宗教法令類纂 4—第6類第1章 地方庁規定—		別 473
第9号	(昭和9年8月31日発行)		
	住職制度の改革を提唱す—宗門振興策の一として—	川村 精治	1
	江戸時代の寺領概説—上地問題序説— 2	豊田 武	9
	所謂「政教分離」について	井上 恵行	27
	皇室と寺院 勅賜号の話	佐野 恵作	32
	六未荘雑記—涼台に送る—	青磁	40
	〔新刊紹介〕		40
	質疑応答		44
	教派宗派の独立公認		44
	仏堂合併の手続		45
	怠納期間の算出		45

	総代人の連署		46
	類似宗教団体調 其 7		47
	教授要目に現はれた宗教関係事項		53
	賜号一覧		57
	神・仏・基三教現勢 昭和 6 年末現在		67
	満洲国宗教現勢 大同 2 年 6 月 30 日現在 満洲国 文教年鑑所載		73
	編輯後記	N・I 生	75
	宗教法令類纂 5—第 6 類第 1 章 地方庁規定一		別 601
第 10 号	(昭和 9 年 12 月 18 日発行)		
	宗派は寺院会計制度を設定すべし	川村 精治	1
	寺院仏堂創立禁止解除論	桧垣 良一	12
	明治初年の上知問題	豊田 武	19
	ナチスとカトリック教会の交渉	相原一郎介	40
	明治 45 年の三教者会同	井津 鳴海	57
	宗選漫録	荒谷 是也	66
	オーストリア新憲法と宗教		73
	質疑応答		80
	宗教学校の学則		80
	寺院移転と境内仏堂		81
	境内地の公用徴収と境内仏堂		81
	神仏道管長の現在氏名		83
	彙報		84
	6 年振りに開かれた松田文相の宗教家懇談会		84
	宗教団体の土地・建物にも地方税を一但しニュー ヨークの話一		84
	宗教に関係ある国際条約の御批准		88
	判例 寺債の成立—檀徒総代の効力—		91
	神・仏・基信徒数調 (府県別) 昭和 7 年末現在		102
	宗教法令類纂 6—第 6 類第 1 章 地方庁規定一		別 753
第 11 号	(昭和 10 年 4 月 30 日発行)		
	神道各派管長に望む	桧垣 良一	1
	宗教団体法案の再吟味—或根本問題について—	井上 恵行	13
	教導職廃止について—明治 17 年太政官布達第 19 号 に関する若干の考察—	小関 紹夫	24
	メキシコの教育制度とカトリック教会の抗争	桜田 峯雄	40
	ナチスの宗教政策 1	小林 珍雄	43
	明治以前宗教制度の沿革	豊田 武	52
	課外読本—灸と鍼—	荒谷 是也	62
	類似宗教団体調 其 8		73
	質疑応答		76
	修道院の設立は		76
	寄附金募集手続上の問題		77
	基督教の教派合併のときの教会と宣教師		78
	教務支庁		78
	判決例 貫つたつもりが貰へなかつた話—講金, 施		80

	餓鬼料の判決—		
	神仏道各派の海外布教費調 昭和 8 年末現在		88
	神仏道各派の海外留学生調 昭和 8 年末現在		92
	植民地に於ける宗教現勢 昭和 8 年末現在		94
	編輯後記		97
	宗教法令類纂 7—第 6 類第 1 章 地方庁規定—		別 957
第 12 号	(昭和 11 年 2 月 1 日発行)		
	教部省時代の皇道宣布運動	豊田 武	1
	所謂「梓巫, 市子」等について	木村 茂	31
	現代回教世界の動向—特にエジプトとトルコを中心として—	小林 元	46
	ナチスの宗教政策 2	小林 珍雄	62
	課外読本 第 2 課—按摩, 按腹, 揉療治—	荒谷 是也	74
	化粧声	井上 恵行	82
	質疑応答		90
	文明 18 年以前創立の寺院取扱		90
	法人の財産処分		91
	公認の教派神道		92
	教派神道に関すること		92
	寺が原告となつて訴訟するとき		93
	判決例 寺院引渡し請求事件		94
	編輯後記	N・I	110
	宗教法令類纂 8—第 6 類第 2 章 植民地規程, 年次索引, 事項索引—		別 1147
第 13 号	(昭和 12 年 11 月 20 日発行)		
	宗教団体法案の意図するもの	川村 精治	1
	我国に於ける政教分離の経過について	豊田 武	8
	信教自由論の回顧	井上 恵行	25
	質疑応答		50
	仏堂受持寺院の変更と財産処分		50
	文部省編纂「国体の本義」の転載		51
	国宝の防火施設に寄附金を募集		51
	財産処分と管長の添書		52
	基督教各派の政治組織		53
	宗教団体法案要綱に対する批判		57
	昭和 10 年度予算に依る神仏基各教歳入歳出調		67
	宗教法案 (第 14 議会提出)		85
	宗教法案 (第 14 議会貴族院特別委員会修正)		95
	宗教法案 (第 52 議会提出)		105
	宗教団体法案 (第 56 議会提出)		133
	宗教団体法案要綱 (昭和 10 年度宗教制度調査会提出)		161
	現行法対照 宗教団体法草案 (昭和 10 年宗教制度調査会参考案)		171
	編集後記		221

宗 務 報 告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成21～25年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
21	85,323	77,700	4,509	14,989	182,521
22	85,278	77,645	4,536	14,937	182,396
23	85,218	77,588	4,575	14,872	182,253
24	85,217	77,568	4,628	14,787	182,200
25	85,143	77,518	4,657	14,643	181,961

(注) 毎年12月31日現在の数である。

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成22～26年）

年区分	所轄庁	設立	規則変更	合併	任意解散	合計	解散命令
22	文部科学大臣	3	35	3	0	41	0
	都道府県知事	95	864	100	76	1,135	31
23	文部科学大臣	2	42	3	0	47	0
	都道府県知事	91	812	101	83	1,087	4
24	文部科学大臣	2	42	1	0	45	0
	都道府県知事	84	959	148	60	1,251	2
25	文部科学大臣	3	56	1	1	61	0
	都道府県知事	72	843	178	83	1,176	9
26	文部科学大臣	2	37	0	0	39	0
	都道府県知事	61	910	140	75	1,186	6

(注1) 集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

(注2) 『宗務時報』No.117（平成26年3月）の本項における数値に誤りがあった。

平成25年の都道府県知事所轄の数値について、任意解散82は83に、合計1,175は1,176に訂正する。

2 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成26年度）

（1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各道府県共催]

北海道・東北地区

（開催県 北海道）

○期 日：平成26年10月20日(月)・21日(火)

○場 所：札幌全日空ホテル（北海道札幌市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 北海道石狩振興局地域政策部総務課
- ・講義「税務の基礎知識」 札幌国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

関東甲信越静地区

（開催県 茨城県）

○期 日：平成26年10月7日(火)・8日(水)

○場 所：茨城県庁9階講堂（茨城県水戸市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 茨城県総務部総務課
- ・講義「税務の基礎知識」 水戸税務署法人課税第二部門
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

（開催県 山梨県）

○期 日：平成26年9月11日(木)・12日(金)

○場 所：ベルクラシック甲府（山梨県甲府市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 山梨県総務部私学文書課

- ・ 講義「税務の基礎知識」 甲府税務署法人課税第二部門
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

近畿・中部地区

(開催県 愛知県)

○期 日：平成26年10月28日(火)・10月29日(水)

○場 所：ルブラ王山 (愛知県名古屋市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 愛知県県民生活部学事振興課
- ・ 講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局課税第二部法人課税課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 京都府)

○期 日：平成26年9月4日(木)・5日(金)

○場 所：京都テルサ (京都府京都市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 京都府文化環境部文教課
- ・ 講義「税務の基礎知識」 下京税務署源泉審理専門官
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

中国・四国地区

(開催県 島根県)

○期 日：平成26年9月29日(月)・30日(火)

○場 所：サンラポーむらくも (島根県松江市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課

- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 島根県総務部総務課
- ・講義「税務の基礎知識」 松江税務署審理専門官，法人課税第四部門
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 高知県)

○期 日：平成26年10月16日(木)・17日(金)

○場 所：高知会館(高知県高知市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 高知県総務部法務課
- ・講義「税務の基礎知識」 高知税務署法人課税第三部門
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

九州地区

(開催県 長崎県)

○期 日：平成26年11月6日(木)・11月7日(金)

○場 所：長崎県農協会館(長崎県長崎市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 長崎県総務部学事振興室
- ・講義「税務の基礎知識」 福岡国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 沖縄県)

○期 日：平成26年11月27日(木)・28日(金)

○場 所：沖縄県庁4階講堂(沖縄県那覇市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 沖縄県総務部総務私学課
- ・講義「税務の基礎知識」 沖縄国税事務所法人課税課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）〔文化庁主催〕

○期 日：平成27年1月19日(月)

○場 所：京都テルサ（京都府京都市）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人対策について」 國學院大學神道文化学部長 石井 研士
- ・講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「包括宗教法人が実際に行っている対策等について」 曹洞宗宗務庁庶務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人整理の取り組みについて」 天理教教務部宗教法人課

○期 日：平成27年2月5日(木)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人対策について」 國學院大學神道文化学部長 石井 研士
- ・講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「真宗大谷派における不活動宗教法人対策」 真宗大谷派組織部
- ・講義「神社本庁の不活動神社（宗教法人）対策について」 神社本庁総務部

3 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成26年度）

（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会） [文化庁主催]

○期 日：平成26年4月25日（金）

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・ 講義「現代日本の宗教概要」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗務行政について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

[文化庁・各道県共催]

北海道・東北地区

（開催県 北海道）

○期 日：平成26年7月17日（木）・18日（金）

○場 所：ホテル札幌ガーデンパレス（北海道札幌市）

○内容等

- ・ 講演「現代の宗教事情」 天使大学看護栄養学部教授 田島 忠篤
- ・ 講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」 浄土宗総務局
- ・ 事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

関東甲信越静地区

（開催県 山梨県）

○期 日：平成26年8月20日（水）・21日（木）

○場 所：山梨県防災新館（山梨県甲府市）

○内容等

- ・ 講演「関東・甲信越・静岡地方のモスクと地域社会」 早稲田大学人間科学学術院教授 店田 廣文
- ・ 講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「神社本庁の不活動神社対策と事務所備付書類（写）の提出制度について」 神社本庁総務部
- ・ 事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

近畿・中部地区

(開催県 兵庫県)

○期 日：平成26年6月12日(木)・13日(金)

○場 所：神戸国際会館(兵庫県神戸市)

○内容等

- ・講演「高齢宗教者が活躍する人口減少社会」

鈴鹿短期大学生活コミュニケーション学科教授 川又 俊則

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課

- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」 日本基督教団総務部

- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

中国・四国地区

(開催県 徳島県)

○期 日：平成26年8月5日(火)・6日(水)

○場 所：阿波観光ホテル(徳島県徳島市)

○内容等

- ・講演「高齢宗教者が活躍する人口減少社会」

鈴鹿短期大学生活コミュニケーション学科教授 川又 俊則

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課

- ・講義「不活動宗教法人対策等について―臨済宗妙心寺派の場合―」
臨済宗妙心寺派総務部

- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

九州地区

(開催県 鹿児島県)

○期 日：平成26年9月1日(月)・2日(火)

○場 所：マリンパレスかごしま(鹿児島県鹿児島市)

○内容等

- ・講演「九州地方の過疎地域における寺院の現状について」

浄土真宗本願寺派大嶺寺住職 星野 元興

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課

- ・講義「天理教における不活動宗教法人整理の取り組みについて」
天理教教務部宗教法人課

- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

4 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(平成27年1月1日現在)

	宗教法人名 (当該法人の 包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務 官庁	指定期間
1	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市小山 664 番地	千葉県	H23.9.15 ～H25.12.31
2	笠間稻荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市笠間 39 番地	茨城県	H23.9.28 ～H26.9.27
3	芳林寺 (曹洞宗)	さいたま市岩槻区本町 1 丁目 7 番 10 号	埼玉県	H23.10.6 ～H26.9.30
4	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1	茨城県	H23.10.13 ～H25.10.13
5	須賀神社 (神社本庁)	千葉県野田市野田 31 番地	千葉県	H24.9.1 ～H24.12.15
6	願成寺 (日蓮宗)	茨城県高萩市赤浜 106 番地	茨城県	H24.12.20 ～H25.7.31
7	西明寺 (真言宗豊山派)	栃木県芳賀郡益子町大字益子 4469 番地	栃木県	H25.1.11 ～H25.12.31
8	小松寺 (真言宗智山派)	茨城県東茨城郡城里町上入野 3912 番地	茨城県	H25.5.21 ～H28.5.20
9	鹿嶋神社 (神社本庁)	茨城県日立市大久保町 2 丁目 2 番 11 号	茨城県	H25.9.27 ～H28.9.26
10	日本基督教団水戸中央教会 (日本基督教団)	茨城県水戸市大町 3 丁目 3 番 18 号	茨城県	H25.10.12 ～H28.10.11
11	津龍院 (曹洞宗)	宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜 69 番地	宮城県	H25.12.27 ～H27.9.30
12	佐竹寺 (真言宗豊山派)	茨城県常陸太田市天神林町 2404 番地	茨城県	H25.12.17 ～H28.12.16
13	大國魂神社 (神社本庁)	福島県いわき市平菅波字宮前 54 番 地	福島県	H25.12.28 ～H27.9.30
14	洞福寺 (曹洞宗)	宮城県石巻市谷川浜中井道 7 番地	宮城県	H26.6.19 ～H28.2.29

注) 上記 1～7 及び 9 の法人については募集終了済みであり、このうち、1, 4～7 の法人については原状回復事業も完了済みである。

宗 務 時 報 No. 119

発行日 平成27年3月31日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 03-5253-4111 (代表)

印刷 株式会社騰栄社
